

官報

平成二十五年十二月六日

○第百八十五回 参議院会議録第十三号

平成二十五年十二月六日(金曜日)

午後三時十六分開議

○議事日程 第十三号

平成二十五年十二月六日

午前零時十分開議

第一 特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

○本日の会議に付した案件

一、国務大臣森まさこ君問責決議案(芝博一君外四名発議)(委員会審査省略要求)

一、日程第一

一、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案(福山哲郎君外一名発議)(委員会審査省略要求)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

芝博一君外四名発議に係る国務大臣森まさこ君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。金子洋一君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔金子洋一君登壇、拍手〕

○金子洋一君 私は、国務大臣森まさこ君に対する問責決議案の提案理由を説明いたします。

まず、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、国務大臣森まさこ君を問責する。

右決議する。

以下、提案理由を申し述べます。

森まさこ大臣は、特定秘密保護法案の担当大臣として国会での質疑に当たってまいりましたけれども、その答弁は不誠実かつ非論理的なものでございました。

さらにまた、消費者及び食品安全担当大臣でありながら、消費者問題特別委員会での質疑を十分に行うことなく、国民世論の求める、外食産業を中心とした食品の事実と異なる表示の問題についても、国会における集中審議の開催に応じようとしなかったものであります。

本年十月以来、相次いで発覚いたしました食品表示の問題は、全国の消費者の信頼を著しく損ねると同時に、我が国の食品安全行政に対する国際的な信頼を失墜させかねない深刻な事態になっております。

森まさこ君は、この問題を所管する消費者及び食品安全担当であるにもかかわらず、国家安全保障特別委員会への対応を最優先させ、野党からの再三にわたる消費者問題特別委員会への出席要請に応じませんでした。これは明らかに責任放棄であり、断じて許すことはできません。もはや、森まさこ君に消費者行政、食品安全行政をこれ以上続けさせることはできません。

まず、今国会の会期が大変短い期間に多くの重要法案を詰め込もうとしたことに、この国会の拙劣な運営の根本的原因がございます。

この夏の参議院選挙以降、私も民主党を始めとする野党は、直面する東京電力福島第一発電所からの汚染水漏えい問題、消費増税への総理の判断、そしてTPP協議の進捗状況など、様々な問題を議論するために一刻も早い臨時国会の開会を求めてまいりました。

日本国憲法第五十三条には、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」とあります。この憲法第五十三条によって、野党は結束して召集を要求いたしました。ところが、与党は、追及されることを避けたのでしょうか、重い腰を上げて臨時国会を開会したのは十月十五日、僅かに五十三日間の会期にすぎません。

国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である国会が、国民の負託にこたえて予算や法案を十分に論議するためには、ルールにのっとりた議会運営が必要であります。事もあるうに、憲法に基づいた要求を無視をするということは、これは全く許すことができません。

私も民主党は、この十月十五日の遅きに失した国会召集について、このように国会が混乱する前に、与党に対して、遅きに失した感は否めず大変残念、山積する諸問題について国民に対する説明責任が果たされるかどうか疑問、五十三日間で国民への説明責任が果たされるのか、充実した審議ができるのかと疑問を呈しました。

驚くべきことに、たった五十三日の会期を自分で決めたにもかかわらず、政府・与党は、衆参両院の法案審議のキャパシティを大きく超える、そういった数で次々に国会に法案を提出をいたしました。このような形で提出された法案を責任持つて処理をするのは、ほかでもない政府・与党の問題である、そのように申し上げることは言うまでもないことであります。

与党は、何かといえば、審議が遅れている重要法案を会期内に成立させることが大切だと称し

て、過去に例のない議会運営を行い、不条理なことをやってまいりますが、忘れてはならないことは、野党がさんざん国会を早く開け、早く開けと申し上げてきたにもかかわらず、それを拒否して会期を短く設定をしたのは与党であるということです。

法案が成立をしないのは、野党や、まして一昨日解任されてしまった内閣委員会や経済産業委員会の委員長の責任ではなく、日程を設定した与党の責任であります。野党に委員長を配分するのは議会運営の常道です。野党の委員長を解任したのは、これは憲政史上、衆参両院で初めてであります。その上で、与党がポストを奪うというのは極めて異例な事態であります。

政策運営の基本はスケジュールづくりです。スケジュールリングができて初めて様々な運営が円滑になされるわけがあります。昔の自民党にはそうしたスケジュールリングの達人が大勢おいでになりました。今そういった方々は一体どこへ消えてしまったのでしょうか。

そして、なぜ、消費者の集団的財産被害回復法案という大変重要な法案を抱える消費者及び食品安全担当大臣でありながら、そして国会質疑のスケジュールがタイトであることを知りながら、森まさこ大臣は特定秘密保護法案の担当大臣をお引き受けになったのでしょうか。

例えば、閣内には政治家として重きを成す谷垣法務大臣がおいになるわけであり、谷垣先生なら答弁もふれることなくきちんと行うことができたはずでしょう。森大臣、あなたは、この谷垣大臣に御担当をいただければいかがでしたか。

しょうか。それとも、御自身の能力は谷垣大臣よりも勝るものだとでもお考えになったのでしょうか。

また、森まさこ君には消費者担当大臣として最低限の知識もありません。

まず、消費者庁設置法を見てみましょう。

消費者庁の所掌事務を規定する四条二十一項には、「物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」とございます。つまり、生活必需品の割当てにかかわる国民生活安定緊急措置法あるいは生活関連物資等の買占め売惜しみ緊急措置法を例に挙げるまでもなく、消費者段階での物価対策は消費者庁の所掌事務であります。

政府、日銀が推進する大胆な金融政策、それによつて起きた円安には副作用がございます。つまり、アベノミクスには、燃料や輸入原材料価格、電力料金などのコスト増を起すといった副作用があるわけがあります。これに対して森まさこ大臣は、消費者の利益を確保するために汗をかくべきだったはずであります。

例えば、輸入小麦が四月から売渡価格が大幅に引き上がつてまいりました。あるいは、原油、LNGなどエネルギーの価格も円建てで非常に上がつてきております。その結果、消費者への小口電力料金が非常に上がる、こういったことも起きております。この価格上昇というのは、石油ショックのときとは異なり、我々の政府が予期した上で引き起こしてしまつたものであります。円安が始まつた十一月の時点から、輸入価格の高騰は予期できました。

一月に経済対策が閣議決定をされました。これはその十一月からもう二か月たつていたわけであり、二か月もたつていたのに、その内容は、従来の円高が問題となつていた対策と全く中身が同じものでありました。何で二か月もたつて円安対策が入らなかつたのか。森まさこ大臣、あなたは閣僚の一員として指をくわえて見ていただけだつたのでしょうか。

こうした国民生活に密着した問題、こうした物価対策は、消費者庁の所掌であるにもかかわらず、森まさこ大臣は全くの無策でありました。輸入小麦の売渡価格、あれは公定価格ですから、そこに補助金を入れるとか、ガソリンや軽油の当分の間税率、昔で言う旧暫定税率の分も外してしまふ、あるいは電力料金に補助金を入れるなど、幾らでも手段はあつたはずで、何で、こうした円安に対する、そして地方の住民、低所得者が直接損害を被るような事柄に対して手を打っていないのでしょうか。

こうした疑問に対して、森まさこ君は、驚くべきことに、私との四月十一日の質疑で、私がきちんと事前通告をしていたにもかかわらず、「消費者庁というのは物価の価格について政策をつくるところではございません」、あるいは、「物価のところを政策として見ていくというのは最初から入つておりません」と答弁をいたしました。結局、その後も何の対応もしませんでした。大臣になるくらいだつたら設置法ぐらいきちんと読んでください。

今回の輸入物価上昇は、これまでの物価上昇と性質が異なります。今回の物価上昇は、これまで

の石油ショック、トウモロコシやレアメタルなどの一次産品の価格上昇、米不足などと異なり、外国が原因でも天候が原因でもございません。我が国の政府が自ら積極的に選び取つた政策の結果として生じた物価上昇です。当然、低所得者、失業者を中心に、それに対する十分な手当てを事前に行う責務が政府にはあります。まして、来年四月には逆進性が強い消費増税が待つております。その責任を放棄して、経済対策と称して我田引水に狂奔する与党に強く反省を求めます。

以上、森まさこ大臣を問責すべき理由を申し上げます。良識ある議員の皆様、何とぞ、今回私が申し上げたことをじつとお考えください。そして、本決議案に対して党派を超えて御賛同くださいますようお願い申し上げます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。中西祐介君。

(中西祐介君登壇、拍手)

○中西祐介君 自由民主党の中西祐介です。

ただいま議題となりました森まさこ国務大臣に対する問責決議案に対し、自民党、公明党を代表して、断固反対の立場から討論を行います。

まず冒頭、野党第一党である民主党の審議姿勢にはつきりと異議を申し上げます。

遅延目的のばらばら牛歩、記名採決の乱発、採決の拒否、棄権はあきれるばかりであります。さらに、本日、各委員会での多くの国民の皆様から

の請願に対して、民主党議員全員でその委員会に欠席したことは、国会議員としての職責を自ら放棄したものであります。誠に恥ずかしい。笑止千万であります。猛省を促します。

本日は、一千日と二日目。東日本大震災より避難所生活を送る二十七万人以上の方々。被災地福島いわき市御出身の森大臣は、保守系人権弁護士として弱者、消費者に寄り添うすばらしい政治家であります。まさに、消費者担当大臣としてしっかり職責を果たしております。問責の指摘は一切当たりません。

今回、国民的議論となつておる特定秘密保護法案、安全保障に必要な機密保全と国民の知る権利を両立すべき中で、森大臣こそ消費者担当大臣と兼務して最もふさわしい担当大臣ではないでしょうか。

防空識別圏問題、テロ、在外邦人の安全確保など外交課題が喫緊に迫る中で、静かに、丁寧に、慎重審議の上、一刻も早く法体系を整備する必要があります。あることは明白であります。

にもかかわらず、理事会をやり直せ、法案は無効だ、すさまじいばかりのやじ、怒号、さらには恫喝姿勢で、法案とはおよそ懸け離れた政局優先の姿勢は白々しいばかりであります。

特定秘密保護法案は、総審議時間六十三時間超、うち野党時間は四十時間にも迫り、参議院では対衆議院野党比七六％以上もの審議時間を行いました。参考人、地方公聴会も行い、十分な議論を終えたとの判断から、各委員長である中川委員長が下したわけであります。審議不十分、強引な議事運営とは、民主党を代表する党代略の一部

野党がつくり出した喧伝、虚構にほかなりません。

大臣の御答弁も本場に丁寧に誠実に尽くされまして。答弁が二転三転などとの批判があります。が、本質的な部分は全くぶれていないと確信します。もし仮に誤解を招いた表現が審議途中にあったとしても、その後、内容は明確に示し、現段階において何ら矛盾はありません。

政策より政局最優先、支離滅裂な問責理由と国会対応をなさる民主党御発議の問責決議に対し、共感の余地は一切なく、断じて反対であることを申し上げ、反対討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 那谷屋正義君。

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

私は、会派を代表して、国務大臣森まさこ君への問責決議案へ賛成の立場から討論をさせていただきます。

我々参議院の同志である森まさこ君が国務大臣に就任されて早くも一年になろうとしています。

参議院議員が我が国の重責を担い、活躍されることを党派を超えて多大なる期待を寄せておりました。

この寒空の下、今も国会周辺や全国各地でこの特定秘密保護法案への懸念を示す声が上がられています。国務大臣という立場にあれば、国民の声に真摯に耳を傾け、その声に思いを巡らせるべきであります。森大臣、あなたはその国民の気持ちを酌み取らず、法案が成立してから、より良

いものにしていきたいなどと、まず法案成立を急ぐ姿勢を示してきました。そのことは、同じ参議院の仲間として残念でなりません。

森大臣、あなたは、御自身が認めているとおり、同法案への執行権限がないにもかかわらず、単なる答弁大臣として委員会を答弁をしてきました。このような重要な法案であるのだから、執行に責任を持つ大臣と審議することが筋だと考え、我々民主党・新緑風会を始めとする野党は、責任ある立場の菅官房長官からの答弁を求めてきました。

この点に関し、我が会派は、十一月二十九日、福山議員が事前に質問通告で官房長官から答弁を求めていたことが、官房長官は調整中であるというところが当日の委員会直前の理事会で判明いたしました。民主党、そして野党は、官房長官が出席

できない理由を理事会の場で与党から回答を求めましたが、驚くべきことに、与党理事は、政府・与党が福山議員の質問に対しては官房長官が対応するべきものではないと言ってきました。言語道断であります。与党が野党の質問を検閲し、誰が答えるか決めるなどという権利は与党にはありません。これは議会制民主主義をおとしめる危機であります。

与党の提案のみを受け入れ、反対論はねじ伏せる、そのようなやり方はまさしく言論統制。自民党は、表現の自由、知る権利を軽視しているから、石破幹事長のデモとテロを同列視するような発言がされたのではないのでしょうか。よもや、同法案のテロの定義にデモが入っていましたとは、森大臣、言いませぬね。

自民党幹事長の信じ難い発言等にそれてしまいました。政府・与党の同法案への姿勢を整理すると、責任を持った方が答弁しない、与党が野党側の質問を検閲し、誰が答弁するか判断する、自民党幹事長は国民の正当な権利であるデモをテロと同列視する、加えて、与党、委員長は誠実な対応をしない。国民の皆さん、これが今の政府・与党の姿勢です。国民の知る権利と緊張関係になり得るような法案をこのような形で強行採決し、本院での議論をアリバイのように進めたのです。そのようなやり方を我々民主党・新緑風会は決して許しません。

森大臣が担当大臣であるということは、総理、官房長官からの御下命でしょう。しかし、これまでの森大臣の答弁は迷走していると言わざるを得ません。

例えば、森大臣はTPP交渉が特定秘密の対象になる、ならないなどとぶれました。報道機関への家宅捜索については、森大臣は、報道機関のオフィスに家宅捜索することはないと一旦述べたものの、これに対して谷垣法務大臣らが具体的事例に即して判断するものと述べて、森大臣の答弁を事実上打ち消しました。さらにその後、森大臣は、個別具体的な事案を想定しての言及は避けたいと修正しました。公務員と報道機関との倫理規程をめぐっては、何らかの規範を設けることは重要と述べた翌日には、報道機関を萎縮させるようなものを作ることは難しいと答弁を一転させました。第三者機関をめぐっては、その時々の修正協議の状況があったにせよ、設置を検討したい、今後の課題などと変遷していきましました。

官 報 (号 外)

このように、森大臣の答弁はぶれを重ねて、それがまた国民の同法案への不安や不信を増幅させたのであります。答弁レクを担当した官僚の皆さんもきつと御苦勞されたのであらうと思います。加えて申し上げるならば、森大臣は、都合が悪くなれば、条文を読み上げる、議事録をちゃんと読んでください、インターネットを見てくださいと、参議院における審議でもこれらの常套句が何度も聞かれました。総理が説明を尽くしたいと言

う一方で、森大臣はこのような形で誠実さの欠ける対応を行ってまいりました。この点については、森大臣には強く猛省を促すところです。衆議院の福島での地方公聴会において、横福島弁護士会副会長が、森大臣の答弁が二転三転するのは法律の条文が曖昧かつ広範だからだと発言したと伺います。その指摘どおり、同法案には曖昧な点が多過ぎます。

先ほど述べたような森大臣の答弁のぶれはそこからきていることも理由であることを指摘せざるを得ません。はつきり言つて、法律として不十分であるので、その点、森大臣の答弁がぶれてしまふのはある意味では自然なことかもしれません。森大臣、大変お気の毒であります。法律家であるあなたもその点について気付いていたことでしょう。内閣の一員として、内閣一致の言動をすることはできないかもしれませんが、政治家として、少しは御自身の言葉で説明したり、その意図する方向性を審議を通じて述べられたらいいかだったでしょうか。若しくは、それをしようとしてぶれてしまったのではないのでしょうか。はたまた、官僚の言われるままでしょうか。まさか内容

をしつかり理解していなかったなんてことはありませんかよ。

そして、森大臣、この国会中、我々は大変懸念していたことがあります。それは、食品表示偽装をめぐる問題であります。

森大臣は、消費者及び食品安全担当大臣でもあります。あなたは、この国会、毎日のように特定秘密保護法案の審議に掛かり切りであつたと思ひますが、真に国民にとって大切なことは、秘密保護の強化ではなく、国民の安心、安全を守ることではなかつたのでしょうか。政府としてあなたを法案審議に縛り付けにした判断そのものの自体が誤りであつた上に、衆議院においては消費者特別委員会に一度この問題を議論したきりで、本格的な対応は後手に回りました。

主要ホテルや百貨店、レストランなどでメニュー等と異なる食材が使われてしまいました。が、今回の偽装表示問題について、本来であれば、森大臣、あなたは担当大臣として関係省庁との連携を取つて率先かつ迅速に取り組むという重要な責任があります。しかし、あなたは消費者及び食品安全担当大臣としてその職責を十分に果たしたと言えるでしょうか。食品サービス全般におけるモラルハザードが憂慮され、食品業界への信頼が揺らぐ事態となつていたにもかかわらず、あなたはそれを放置してきたのではないのでしょうか。消費者の安全、安心が脅かされているこのような事態にありながら、終始、特定秘密保護法案の答弁を優先させ、消費者の声に耳を傾けようとしませんでした。

○議長(山崎正昭君) 那谷屋君、時間が超過いた

しております。

○那谷屋正義君(続) 最初の偽装事案発覚から、森大臣が食品表示等問題関係府省庁等会議を開催したのは、二十日以上経過した十一月十一日です。極めて遅い対応と言わざるを得ません。

○議長(山崎正昭君) 那谷屋君、簡単に願ひます。

○那谷屋正義君(続) さらに、官房長官に至つては、十一月十八日の記者会見で、政府提出の特定秘密保護法案に対する野党の審議要求によつて消費者問題特別委員会が開催できないかのよう

な……

○議長(山崎正昭君) 那谷屋君、簡単に願ひます。

○那谷屋正義君(続) あたかも野党に責任をなすりつけるかのごとき詭弁を弄されたことは言語道断であります。特定秘密保護法案のために消費者行政をないがしろにしたのは、森大臣、そして安倍政権ではありませんか。もし特定秘密保護法案を優先するのなら、森大臣は法案の答弁要員に専念して、消費者担当大臣を辞めるべきではなかつたのでしょうか。

○議長(山崎正昭君) 那谷屋君、簡単に願ひます。

○那谷屋正義君(続) 森大臣は、十一月二十八日の参議院国家安全保障特別委員会で、食品の安全の情報も特定秘密に指定する可能性があるとの見解を示し、消費者の不信と不安を高めています。大臣、食の安全を守るには、まずは情報公開ではないでしょうか。消費者が必要とする食品情報をきちんと伝え、消費者自らが選択できるようにす

ることが不可欠なのではありませんか。

○議長(山崎正昭君) 那谷屋君、那谷屋君、時間が超過をいたしております。簡単に願ひます。

○那谷屋正義君(続) それを隠すのを前提にあなたは食品の安全を考えているのですか。そんな大臣の下で消費者行政の推進ができるのでしょうか。

以上、このように答弁が迷走し、誠実さに欠ける答弁を繰り返した森大臣の責任の大きさ、そして国民背信の強行採決を行ったこと、そして食品偽装問題への対応の不手際、再度強く大臣としての猛省を促した上で、国務大臣森まさこ君を問責すべきものとし、その決議案に民主党・新緑風会を代表して賛成いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、森まさこ大臣の問責決議案に賛成の討論を行います。

森まさこさんとは、貸金業法の改正を始め、消費者被害をなくすために共に力を合わせた間柄であります。こういう形で討論をしなければならぬことを心から残念に思つております。

我が党が賛成する最大の理由は、あれこれではございません、森大臣がこの希代の悪法、秘密保護法を推進したことそのものにあります。更に言えば、森大臣には秘密保護法に関する当事者権限がありませんでした。

安倍総理が九月十七日に本法案の担当に森大臣を指名いたしましたけれども、既にそのとき、法案概要は完成し、パブリックコメントも募集されていたのです。この法案を作成したのは内閣官房

の内閣情報調査室でございました。内閣情報調査室は、首相の下に官房長官が統括をし、指揮監督権も官房長官が持つており、森大臣は持つておりません。だから、委員会審議で森大臣の発言を事務方が度々修正するという異常事態が続いたわけでございます。

また、森大臣の発言をほかの大臣が修正するということもありましたが、それは、森大臣が、特定秘密なるものを指定し、法律を運用する行政機関の長でもないからです。結局、森大臣は、この法案の当事者権限を持たない単なる答弁用大臣にすぎなかったのです。当事者能力がない大臣が延々と答弁を繰り返すなど、まさに国会を愚弄するものではございませんか。

また、担当大臣として法案の審議に必要な資料の提出を約束しておきながら、いまだにそれを果たしていないことも重大であります。

そもそも、なぜこんなことになったのか。それは、本来官房長官が直接担当すべき法案であるにもかかわらず、国家安全保障会議設置法案とこの秘密保護法案の二法案を短い会期の今国会で強引に成立させようとし、別に答弁用大臣を立てて審議のスピードアップを狙ったからであります。この点で最も厳しく問われるべきは、森さんを担当大臣に任命した安倍総理の任命責任であります。しかし、森大臣の特別委員会における答弁も余りにもひどかった。ＴＰＰが特定秘密の対象になると言ったり、ならないと言ったり、報道機関への家宅捜索があると言ったり、ないと言ったり、自分でも何が正しいのか分からないまま答弁するから、聞いている方はもつと分からなくなる。

大臣の答弁の曖昧さが国民の皆さんにも不安を広げました。特に福島県の皆さんは、この秘密保護法で原発の事故情報が隠されてしまわないか、大変心配されております。その心配に森大臣は未来永劫本当に大丈夫だと言いつけるのでしょうか。テロ対策上秘密にしようと言え、何でも秘密になつてしまふではありませんか。

しかし、これも森大臣の答弁能力だけの問題ではありません。この秘密保護法そのものが、曖昧で恣意的で、その時々の方針の好き勝手に運用される危険性をはらんでいるからであります。だからこそ、これだけ各分野から広範な反対の声が上がっているわけです。

最後に申し上げます。

まともな弁護士でこの法案に賛成している方はいらつしやいませ。あなた自身が問われるべき最大の責任は、法律家の良心を捨ててこの法案の担当大臣になったこととあります。こんな中途半端な大臣が担当した委員会の審議は全く不十分なままであり、採決など断固認められるものではありません。

このことを強く申し上げて、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四票

白色票

九十四票

青色票

百三十票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これにて休憩いたします。

午後四時十分休憩

午後九時一分開議

○議長(山崎正昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)を議題といたします。

○議長(山崎正昭君) これより国家安全保障に関する特別委員長の報告を求めます。

福山哲郎君外一名から、委員会審査省略要求書を付して、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。福山哲郎君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました国家安全保障に関する特別委員

会委員長中川雅治君の問責決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まずは決議案を朗読いたします。

本院は、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君を問責する。

右決議する。

まずは冒頭、本日の午後、政府・与党は国会を延長すると発表されました。延長されるならば、なぜ定時定刻の本会議を無理やりずらしたのでしょうか。延長されるなら、なぜ地方公聴会を前に決めて強行に開催したのでしょうか。延長するならば、なぜ何の瑕疵もない常任委員長の名を取るために明け方の四時まで私たちは付き合わされたのでしょうか。極め付けは、なぜ慎重審議を求める国民の声を無視して衆議院の僅か半分の時間で特別委員会を強行採決したのでしょうか。延長するならば今日も審議ができたはずで

こんな手続に瑕疵のある強行採決は決して認められない。政府・与党には、心からそのことを反省して、委員会にこの法律を差し戻すことを求めたいと思います。あらゆる先例をぶち壊し、政府・自民党のなりふり構わない議会運営に心の底から抗議をするものであります。

以下、提案理由を申し上げます。

まずは、冒頭、昨日未明の内閣委員長解任決議案並びに経済産業委員長解任決議案の提出について、改めて抗議を申し上げます。そして、そのことがいかに本趣旨であります特別委員会委員長中川雅治君の問責と結び付くかについて申し上げたいと思います。

一昨日まで、憲政史上、僅か一人しか常任委員長は解任されていません。それは先生方も御案内のとおりです。なぜ常任委員長はこのように解任されることなく歴史を積み重ねてきたのでしょうか。それは、常任委員長は、ほかならぬ我々議員全員がこの本会議において全会一致で選んでいるからです。よほどの瑕疵がない限り、多少の問題があつても常任委員長の身分は軽々しく扱わない、数の論理を超えて一定の先例としてでき上がったからです。そして、もちろんこれは多数を持つ与党の判断に大きく委ねられています。具体的に申し上げます。

参議院の委員会の先例録では、常任委員長は各会派に配分するのを例となつています。つまり、常任委員長は、所属議員に比例して配分し、会派の推薦に基づいて選任するのを例としています。それは、昭和三十七年の一月の二十四日、私が生まれた五日後に開かれた議院運営委員会理事會において決められた申合せであり、それに基づいて委員長は選任されてきました。五十年以上にわたって参議院を構成されてきた先人の諸先輩方の御尽力と知恵によつてこの常任委員長は成り立つてきたわけです。比例配分、当該会派の推薦が先例です。よほど何か問題があつた場合は、各会派が自らの責任で委員長の辞表を出し委員長を替える、そういった運営がなされてきました。これも長年の議会の知恵だと思います。多数派が数の論理で解任決議を出せば必ず通るんです。そんなことは当たり前のことなんだ。しかし、五五年体制の下で、先人、特に自民党の諸先輩方は、むき出しの数の論理ではなく、民主主

義の本旨にのっとり各会派に配分する、この先例を大切にしてきたのではないのでしょうか。

また、その申合せによれば、「各会派は、委員長の中立性に制約を加えてはならない」ともあります。これも重要な文言です。しかし、我々は政治をやっています。時には中立性をやや超えるようなこともあるかもしれない。しかし、そのことをもつてどの程度かについては、それこそ議会の知恵の中であつてきた。それがこの参議院の知恵だと私は思っています。

そして、重要なのはここからです。国会法三十条の二、「院の議決をもつて、常任委員長を解任することが出来る」、該当するものがあります。これは四項目あります。一つ目、正当な理由がないにもかかわらず委員会を開会しないこと。（発言する者あり）多分そういうやじが飛ぶと思つていました。しかし、この正当な理由とは、例えば委員長の自己都合であるとか、委員会が開催されることが決まっていたのにすっぱかすというような状況がない限りは、こんなことはあり得ません。理事會士が協議をしているような状況は、それは正当な理由がないとは言えません。

恐らく川口順子前議員のお話が出てくると思いますが、川口順子前議員は、御案内のように、議院運営委員会の承認をもつて、一般的には委員長は開会中には海外に行けないにもかかわらず、無理やり承認を当時の委員長にもらつて行つたにもかかわらず、そして委員会の開催を予定していたにもかかわらず、自らの招集した委員会をすっぱかして帰つてこなかったんです。これは、正当な理由がないにもかかわらず委員会を開会しないこ

とに充当します。

二つ目、みだりに休憩又は散会を宣告すること。三つ目、故なく委員の発言を許可せず又は委員の動議を議題としないこと。四つ目、故なく速記を中止すること。これらの行為があつた場合に解任することができるとというのが国会法の三十条の二でございいます。

大久保委員長は、解任決議が出されたその日の本会議で議了案件について委員長報告をされています。ということは、委員会も開かれていて、議了もしつかりやられていてということでございます。つまり、何ら先ほどの四項目には該当しません。

理由を見付けるとすれば、自分たちが通したい法律を僅か一日の審議で通したいがゆえにこの委員長が邪魔だつた。自分たちの意向どおりに動く委員長をつくりたいという、まさに長年の先人たちががつくつてきた先例をぶち壊した、多数派のエゴそのものでございました。このことは、先ほどの申合せによる、「各会派は、委員長の中立性に制約を加えてはならない」という点にも反しているということを指摘しておきたいと思ひます。

また、水岡委員長に至つては、理事會の調整が整わず、むしろ調整を促していたのであり、自らの責任で委員会を開会しなかつたわけではありません。全く具体的に瑕疵はなく、このことについても強く抗議をするものであります。

委員長を解任するには、先ほど申し上げたような国会法三十条の二に該当するようなものでなければなりません。昨日の委員長解任決議案の自民党側の趣旨説明の文言、改めて確認しました。残

念ながら、アベノミクスは委員長の解任の理由には全く当たりません。アベノミクスは打ち出の小づちでもなければ、議会の中で何でもできる魔法のつえでもありません。逆に、委員長の解任決議をアベノミクス、アベノミクスと言つて振りかざすこと自身が、日本の議会制民主主義を破壊することになるアベノリスクであると私は思います。

さらには、あの趣旨説明は、使い回しの文章を使われていました。事務局が文言を書こうが、いろんな場合があると思います。しかし、皆さん、院の委員長の首を取るといふ重たい作業を使い回しの趣旨説明でやるというのは本当に私は失礼な話であるし、侮辱をしていると思います。自民党の諸先輩方は、こんなことを肯許したでしょうか。もっと議会運営に対する畏敬の念を持つて接しられたのではないのでしょうか。過半数を持つている与党が常任委員長の解任決議案を出すということは、もう一度言いますが、それだけで直接委員長長の首を取ることになります。そのことにもつと謙虚になつてください。

確認をさせていただきます。常任委員長は各会派に配分するのを例とするというのが、先ほどから申し上げているように先例です。この先例をどさくさに紛れてぶつ潰すおつもりなのでしょうか。

私は、民主党に配分されてきた二つの委員長が欲しくて言っているわけではありません。長年の先例を今の自民党がどう考えるかについて、しっかりと申し上げたいんです。先例をぶち壊すということがいかに重いことかについてしっかりと考えただき、遅くとも次の通常国会までに、再び先

例のとおり、水岡、大久保両議員を委員長に戻し、ぶち壊した先例の復元を強く求めるものであります。

御都合主義に走り、数があれば何でもかんでもできるという考え方は明らかに間違っています。我々が与党をさせていただいたときに、国会が混乱しているのは全て与党の責任だと自民党の議員に何度言われたか分かりません。そのことをそのままお返しします。今、国会が混乱の極みにあるのは全て政府・与党の責任であります。

そんな状況の中で、国家安全保障特別委員会の委員長はどのような委員会運営をされてきたのかを具体的に述べてまいりたいと思います。

最初の法案が、それも強行で下ろされた法案が委員会に付託された十一月の二十七日、初めての理事懇談会でございます。

委員長は、委員長として最初に申し上げておきますと言われて、公平かつ円満な運営をしていきます、円満な形で進めていきたい、初めから、これは初めからと言われているのが委員長正直なところなんです、初めから強行採決するなんて考えているはずはないと言葉をいただきました。その言葉を受けて、法案に賛成の野党、反対の野党もそろつて委員会の審議について議論を始めることになりました。

普通、委員会は、運営に関する協議事項について確認をし合わなければいけません。我々野党は、まずは要求大臣のお願いをしました。森大臣は御案内のように施行後は所管大臣ではない、当時はそうでした。だから、官房長官も要求大臣として出席をしていたきたい、当たり前のことで

ございます。そのことを要求したところ、芳しいお返事はいただけませんでした。

ですから、若干休憩をして、各党の国対等に持ち帰つてお互い調整をやり取りしようとして申し上げ、与党側の理事からも休憩をしていいのではないかと発言がありました。それにもかかわらず、委員長は、理事懇談会であり、話が平行線なので、私が決めます、要求大臣は与党の言うとおりにしますと突然裁定を下されました。野党側からは、そうではなくてちゃんと休憩して合意しましょうと。

今こんなことを言うのは変な話ですが、当時は外交日程がありました。中曽根会長が主催をされているASEAN議員会議で私は発言の機会をいただいたので、私は絶対に懇談会に戻つてくるので三十分から一時間待つてくださいと申し上げたら、そのことに對しても全く聞く耳を持たず、与党の理事に對して、委員会の案件の提案をしてくださいと促されました。まだ審議に入る前提となる環境も整っていないのに、与党理事から翌日の委員会審議の案が読み上げられ、そのまま理事懇談会を散会されました。

民主主義では合意形成が重要です。改めて申し上げますが、初めから強行採決するなんて考えているはずはないとおっしゃった委員長が、舌の根も乾かないうちに、その三十分後に強行採決をされました。これが、全ての委員会の開催が強行採決づくめという極めて異例な委員会のスタートでございました。

翌日の理事会では、初日から強行的なことは遺憾であると申し上げた私たちに、委員長は、ほぼ

一貫して、間違っていないことを主張されていきました。そして、議論が続いている中、今度は、委員長は、理事会の休憩を宣言をされずに、突然立ち上がつて委員会室に駆け込み、委員会の開会を告げられました。これが、委員の皆さん御記憶だと思いますが、審議が二時間遅れたときのつまつです。

理事会は、質問時間や質疑者、大臣の出席等々を確認するものです。その確認もしない間に、休憩を宣言せずに委員会を開会されました。実は、理事会が開会中で、並行して委員会も開会という、これまた憲政史上前代未聞のことが起こりました。

当然、理事会室に与党の理事も唯然として残つておられました。こんなことは許されないと委員会室に入つて、委員長に、休憩もしていないじゃないですかと、理事会が開いたままでは委員会が始められないと申し上げ、抗議を野党でしました。私たちは、別に遅延行為をしたわけでもないし、審議拒否をしたわけでもありません。すると、今度は、これが中川委員長長の、僕は本心はい人であるゆえんだと思いますが、自ら休憩を宣言していないことに気付かれたのか、何と委員会室から、もう一回委員会を休憩を宣言して、何と理事会室に戻りましょうと戻られたんです。つまり、自分が休憩を宣言していないことを認められたわけですね。しかし、こういつたことは、先ほどの国会法に言う、まさに散会、休憩を本当にみだりにすることにはなりません。

実は、私は、院内の本会議でこんなことを申し上げるのは甚だ自分としても嫌な気持ちがい

官 報 (号 外)

す。しかし、昨日、自民党が我々の委員長を解任する際に、公平中立、公平中立と何度も言われたから、事実として申し上げています。

翌日には、官房長官の出席についてゼロ回答でした。そして、私たちは、野党でも、野党も、官房長官の出席は、お忙しいだろうから、とにかく予定を出してくれば理解をすると私は言いました。そうしたら、私の質問の前に与党の理事が何と言ったかという、先ほどもありましたが、日程ではなく、政府・与党と調整をして、福山委員の質問には官房長官が答えるべきではないというふうに判断をしました。次です、与党が見る限り、福山議員の質問には森大臣が答えさせていただけの部分があるので、官房長官が答えるべきではないと判断をしたので官房長官は出席しませんでした。

皆さん、何で我々国会議員の質問権が与党に検閲をされる必要があるのでしょうか。大臣の要求を与党に制限をされる必要があるのでしょうか。これには、私だけではありません、野党の理事全員が憤慨をして、本当に怒りを禁じ得ませんでした。実は、具体的な名前は申し上げませんが、野党のある理事の方は、今の発言をした自民党の理事に対して、そんな発言をしたら後で問題になるから撤回した方がいいよという本当に温かい言葉を投げかけておられました。

与党はいつからこんな傲慢なことを言い出したんでしょうか。国会のルールも、議員の質問権もお構いなしです。(発言する者あり)女々しいというやじがありました。女々しいのは、数の力で押し切ろうとしてこんなことまでやっている与党です。

そ女々しいと私は思います。

この質問権の話に野党側が納得せず、国対等に持ち帰って協議をしますと言ったときに、何と委員長は、委員会室に入って、私の質問で私が席にも着いていないのに委員会を開会しました。時間を進めました。現実の問題としては、与党側から事前検閲をされ、大臣が制限をされ、自分の質問のところでは勝手に委員長が時間を始められる。いいですか、与党の皆さん、逆の立場だったらどうか考えてください。幾ら多数を持つていても、野党であつても、我々の後ろにも国民はいます。我々も国民一人一人の一票一票を重ねてこの議席にいます。あなたたちはそのことに対して傲慢過ぎる。そのことに対してどういう考えでこの国会を運営してきたのか、本当に猛省を促したいと思います。

実は、細かくは申し上げませんが、それ以降の理事会は、もう野党には一言も発言をさせてもらえませんでした。手を挙げて、委員長と与党の理事が勝手に、もう理事会を打ち切って委員会を始めます、二日にわたってそのことが続きました。皆さん、手を挙げて理事会で発言しようとしているものを何も言わずに制限をされる悔しさを想像してみてください。野党の理事も我々も、後ろには国民がいます。つまり、あなたたちが制限をしたということは国民の声を制限をしたということですよ。

先ほど国会法で申し上げました、故なく発言をさせないこと、まさにこのことが今回の問責の大きな理由です。もうこんなことばかりなので、もういいかげん嫌なんです……(発言する者あり)

でしょう。それを現実にやらせてきたんですよ、あなたたちは。

過去十年間の地方公聴会の開催実績を見ると、いいですか、過去十年間の地方公聴会の開催実績を見ると、前日の夕方に議決をして次の日に開催するなどという例はもちろん一度もありません。全てが与野党合意の下、準備期間として、議決から開催までおおよそ四日から七日空けて開催されています。今回、衆議院の特別委員会でも地方公聴会は開催されましたが、四日間の準備期間を設けています。本来は、国会の審議について自分も意見を言いたい、国会の状況を聞きたいという国民の知る権利をこれまた侵したことになるわけです。もう怒りを通り越して情けない気分です。

このように乱暴に開催された地方公聴会が結果としてどのような状況だったかといえば、用意された五十席に対して埋まったのは約三十席、政党関係者のみ。会場周辺には大勢の市民が集まったにもかかわらず、何党ですか、党の紹介がない人は入れません。拒否をされた有様です。結局、地方公聴会も、入場できたのは政党の関係者だけ。全て秘密。まさに問題だらけの特定秘密保護法案の審議に見合うような皮肉な結果となりました。

私たち野党は、共産党を除いて、この手続には瑕疵があるとして地方公聴会は認めていません。なぜなら、これも先人が大切にしてきた地方公聴会の先例をぶち壊したくないからです。こんなことを前例にしたくないからです。

私たちは、これほどまでに強行に開会された委員会でも出席をしました。全ての委員会に出席をし、そして審議を尽くしました。それは、何とし

てもこの法案の問題点を浮き彫りにしたかったからです。こんな地方公聴会や委員会の審議で、審議を尽くしたとか、野党の要求どおりに進めたとか、国民の意見を受け止め丁寧な議論をしたとか言われても、誰が納得できるのでしょうか。

そして、挙げ句の果ては昨日の強行採決でございます。私も、国会へ来て十五年以上になります。最初から最後まで職権を進めてしまふ、ここまでの乱暴で横暴な委員会運営は経験したことがありません。このような運営の仕方が、総理が言われる国民の不安や懸念を払拭するよう丁寧に説明をし尽くすことでしょうか。

私は、民主主義とは、手続と時間の関数であると思います。なぜ重要法案や予算は長時間の審議時間を確保するのか。それは、アリバイのためではありません。多様な意見があり、重要法案には賛成も反対も課題もたくさんあるということを委員会の審議を通じて一つ一つ抽出し、我々国会議員だけでなく、その議事を通じて納得性を高めていく作業が民主主義だと私は思っています。

なぜ委員長提案の議員立法は手続が省略できるのか。それは、各党の考えが一致したことによって納得性の問題がクリアできていくからです。つまり、課題が多く、疑問が多ければ多いほど、政府にはより説明責任が求められ、一つ一つ納得を積み重ねていくことによって委員会の審議が深まっていきます。

与党の皆さんが言うように、私も、どこかの時点で採決に至らなければいけないとは考えています。そのときの対応はそれぞれの立場で当たり前です。しかし、衆議院では四十一時間審議したも

の、参議院で僅か二十一時間。そして、地方公聴会もどきを含めて、これで審議を尽くしたというのは、まさに議会制民主主義を否定するものであるばかりでなく、与党自ら参議院は要らないと言っているに等しいと思いませんか。

こんな運営を主導し、まさに公平性と中立性を忘れ、官邸と国対の言うがまま、一瀉千里に暴挙を積み重ねてきた中川特別委員長に強く責任を問うものであります。

この場にいる……(発言する者あり)もう終わります。もう終わります。もう終わります。この場にいる参議院議員の皆さん、私たちは、安全保障や外交案件、必要最低限の秘密を伴うことはやむを得ないと考えています。

○議長(山崎正昭君) 福山君、時間が大分超過いたしました。

○福山哲郎君(続) しかし、秘密指定が公正かつ厳正、中立的に行われ、情報を握る権力に決して恣意的な操作をさせない制度設計こそが不可欠なのであります。

○議長(山崎正昭君) 福山君、おまとめください。

○福山哲郎君(続) その制度設計は、透明性、公開性といった民主主義の原則にのっとらなければいけません。秘密指定の恣意性は全くその疑念を払拭できていません。犯罪であるテロと国民の意思表示の手段である表現の自由の権利であるデモを同列に扱うようなことは許されません。キャスターが廃案と言ったことに放送法を持ち出し、中立性に欠けると脅しを掛ける総理補佐官も全く言語道断です。

○議長(山崎正昭君) 福山君、おまとめください。

○福山哲郎君(続) この安倍政権が目指す法案だからこそ、国民の不安や不信は払拭できないのです。

どうか皆さん、今回の審議で、この状況で、国民の皆さんは、この法案の本当に不安なこと、国民の知る権利や表現の自由、取材の自由を侵害することの可能性が明らかになりました。

多くのジャーナリズム、ノーベル賞受賞者、映画監督……(発言する者あり)もう終わります。あともう二分で終わります。もう二分で終わります。(発言する者あり)分かった、もう終わります。多くのジャーナリズム、ノーベル賞受賞者、映画監督、日本ペンクラブ等、たくさんの方々が力を貸していただいたおかげで、この法案の問題点が明らかになりました。

○議長(山崎正昭君) 福山君、おまとめください。

○福山哲郎君(続) そして、何よりも、法案に賛成、反対にかかわらず、ずっと委員会での審議に、発言を封じられながら、共に耐え難きを耐え、忍び難きを忍び闘っていただいた野党理事の皆さん、そして民主党・新緑風会の皆さん、感謝を申し上げます。

そして、このひどい法案を一瀉千里に進めてきた中川雅治委員長の間責決議案に多くの皆さんの賛同を議会人としていた、だくことを心からお願ひ申し上げまして、私の趣旨説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本決議案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。熊谷大君。

(熊谷大君登壇、拍手)

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、たたいま議題となりました中川雅治国家安全保障に関する特別委員長問責決議案について、断固反対の立場から討論をいたします。

先日、我が国の外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議が発足し、中核となる総理、外務大臣、防衛大臣、官房長官から成る四大臣会合が初めて総理官邸で開かれました。

我が国が置かれた国際情勢を鑑みれば、日米同盟や近隣諸国間との連携強化などが重要で、そのためには友好国政府との情報共有が必要不可欠となります。

昨今、情報漏えいに関する脅威が従来より高まっている中、我が国が情報保全に対してしっかりと法整備を進めなければ、国際社会間での情報交換が行われないことは火を見るより明らかであります。

そののみならず、我が国政府内部での情報共有が促進されるために、さらに、国家安全保障会議をより効果的に機能させるために、秘密保護に関する共通ルールの確立と法整備が重要であることは論をまちません。それは、つまり、日々刻々と変化する北東アジア情勢に対応しながら、国家国民の安全を守ることを更に強化することにほかならないのです。ゆえに、今臨時国会での成立が強く望まれたのです。

そもそも、これら両案は、民主党政権がその必要を認めていたではありませんか。変節漢民主党諸君、恥を知りなさいと指摘されてもまだ恥を上塗りして、国会への出席拒否、審議拒否、採決拒否、質問したと思ったら、森大臣をいじめるようなトートロジーを展開する。強行採決とあなた方は繰り返しますが、真つ当な審議時間や修正を経た内容に対して民主党諸君が行ったのは、単なる採決妨害ではないですか。これ以上恥をさらすのはやめてください。

昭和二十二年二月二十二日生まれの中川雅治委員長は、昭和五十二年三月、千歳発仙台行き飛行機内でハイジャック犯を取り押さえ、時の運輸大臣、警察庁長官から表彰も受けた正義感あふれる勇敢な方で、さらに、その温厚な人柄は、参議院の仲間のみならず、全国的に知られたところでもあります。

その人望ある中川委員長に、国民、国会に対して丁寧な審議を行わなかった、委員会運営に問題がある、又は、石像だとか能面だとかの批判は全く的外れです。徳ある者は言少ないものです。委員会運営は公平にルールにのっとって行われ、総理出席、参考人質疑、地方公聴会など必要な審査は粛々と行われました。

勇者は恐れず、委員長は、国家国民の安全を守るため、今国会における法案の採決を決断され、職責を果たされたのです。

民主党の愚挙に怒りを込めて反対し、私の討論を終わります。

○議長(山崎正昭君) 白眞勲君、ありがとうございます。(拍手)

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、国家安全保障に関する特別委員会委員長中川雅治君の問責決議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、この参議院の本会議場から演説させていただくのは五年半ぶりでございます。しかしながら、この久しぶりの本会議の登壇演説が、本来なら晴れがましい喜びの一瞬であるはずが、今回は、何と尊敬する中川雅治先生の間責に賛成の立場からの演説とは、これほど悲しいことがあるであります。役目をいただいた以上、組織の者としてしっかりとその責任は果たす、是非御理解をいただきたい。

先ほど申し上げましたとおり、中川雅治先生は私がお慕い申し上げている政治家の一人であります。いつも温厚、笑顔を絶やさないお姿、また、環境委員会での質問の際にも、よどみなく御質問をされるお姿、まさに政治家のかぐみ。数ある自民党の尊敬できない政治家の中で唯一すばらしい参議院議員であられ、まさに泥水の中の一輪のハスのようなお方であります。

しかしながら、今回の国家安全保障特別委員会の委員長としては、残念ながら申し上げなければならぬことが多々あります。この議場におられる国家安全保障特別委員会の皆様なら皆感じたこと、それは、連日の怒号とやじに包まれた委員会はかつて経験したことがないということであります。

極め付けは、理事会を休憩にしないまま、突如として第一委員会室に乗り込んできて委員会を開催してしまうという暴挙に出たことであります。つまり、理事会と委員会が同時並行してしまうという事態となり、我が党で質問しようとしていた、まさに福山哲郎筆頭理事は、当然質問席に着いていない。にもかかわらず、誰もいない席に向かって、質問を続けてください、質問を続けてください。我々が抗議しようとお構いなしに、質問を続けてくださいと、何かに取りつかれたように、質問を続けてくださいと。一体これって何ですか。極めて不誠実なことじゃありませんか。

通常であれば、このような運営では散会になってもおかしくないところでございますが、民主党・新緑風会を始め野党は、慎重な審議が必要であるとの認識から、怒りをこらえ委員会に参加しました。委員長の姿勢、与党の姿勢は、あたかも与党にあらねば人にあらず、野党はどうでもいいと言っているかのようで、嫌がらせそのものであるような印象でございます。

そもそも、国家安全保障特別委員会は、参議院における委員会設置に関するスクラップ・アンド・ビルドの原則の例外として設置されました。民主党・新緑風会としては、既存の内閣委員会を中心とした連合審査を提案したものの、与党はこれを受け入れませんでした。自民党は、最終的に、本特別委員会が短期間のものであること、我々民主党・新緑風会が求めているTTP特別委員会を設置に向け検討すること、委員割当てのな

い少数会派へ配慮すること、要求大臣に森まさこ國務大臣を加えることを提案し、この委員会設置に賛同いたしました。ところが、どうでしょうか。TTP特別委員会は結局設置されず、かつ実際検討されたのか甚だ疑問であります。そもそも、本年夏の第百八十四回臨時国会で原子力問題に関する特別委員会を立ち上げる際、我が党から自民党に対し、これ以上特別委員会を設置することはありませぬと議運で確認したところ、自民党は更なる特別委員会の設置は否定いたしました。そのような経緯を我が方がみ込んだ上での委員会設置であったことを、まず、良識ある参議院議員、特に自民党、公明党の皆さんにお伝えしたいと思います。

十一月八日の参議院本会議において、国家安全保障会議設置法案が審議入りし、同日、委員会においても趣旨説明を行うことを合意していたものの、当日の理事会協議において、与野党の議運、国対間で合意していた要求大臣に森まさこ大臣も加えることを与党理事が受け入れず、その後のやり取りの中で、なぜか中川委員長は委員会を散会してしまいました。審議を早く始めたいにもかかわらず、このようなことになったのは大変不可解でございます。最終的に、同法案の趣旨説明に至るまで五日間も浪費し、十三日ようやく趣旨説明、質疑が行われることになりました。

その後も、中川委員長は、新設されるNSC人事の報道をめぐる問題で、自身の官僚時代の経験をも踏まえ、報道に載る人がそのままだと必ずしも就かないなどと述べ、その問題の本質とは異なる観点から余計な発言をし、理事懇談会紛糾の種を自らまいたのであります。今思えば、そのときから中川委員長の委員会運営、委員長としての資

質に疑念が生じており、既に中立公平に、かつ真摯に野党の疑念にこたえるようなおつもりはなかったのかも知れません。

十一月二十七日の参議院本会議において、特定秘密保護法案の趣旨説明、質疑が行われました。我が方は、櫻井政調会長が質問に立ち、衆議院で前日の二十六日、本法案が強行に採決されたことに触れつつ、政府・与党の乱暴な態度は極めて遺憾であると述べさせていただきました。

我が方としては、この議論の冒頭から、強行採決という政府・与党の国民への背信行為に憤りを禁じ得ないものでした。それは、同法案への賛否を超えて野党に共通するものであります。自民党、公明党の良識ある議員の中にも思いを一つにする議員がいるはずだと思っております。

事態はここから深刻になっていきます。

その後、同日開催された国家安全保障特別委員会理事懇談において、与党は、前日の衆議院における強行採決さながらに、翌日の委員会開催を怒号の飛び交う中、委員長職権で決めたのであります。しかも、それは、懇談会冒頭に中川雅治委員長が、民主党やほかの野党の求めに応じ、公平円満に進められるよう努力していきたい、最初から強行なんて考えていないと見解を述べた、その舌の根も乾かないところで起きたのであります。公平円満とはどういった意味なんでしょうか。是非、中川雅治委員長からこの場で御答弁いただきたいところでありますが、野党の発言や質問は最近の理事会のように無視されてしまうのでしょうか。聞く耳持たずとはまさにこのこと、中川委員長の資質に重大な懸念が生じました。

十一月二十九日、福山議員が事前に質問通告で官房長官から答弁を求められていましたが、官房長官は調整中であるということが当日の委員会直前の理事会で判明しました。民主党、他野党は、官房長官が出席できない理由を理事会の場で与党からの回答を求めましたが、驚くべきことに与党理事は、政府・与党が福山議員の質問に対しては官房長官が対応するべきではないと判断したと言ってきました。言語道断じゃありませんか。与党が野党の質問を検閲し、誰が答えるか決めると、そんな権利は与党にはありません。

はい、それじゃ、委員会を、これが口癖になってしまったのか、野党を無視して委員会を開始しようとする、そのあなたの姿勢、加えて、与党検閲に議会制民主主義の危機を感じました。相変わらず誠実に欠け、ルール無視の運営をしたことは、参議院の歴史に汚点を残したと言っても過言ではありません。与党の提案のみを受け入れ、反対論をねじ伏せる、そのようなやり方はまさに言論統制、そのようなやり方はまさに言論統制。

自民党は、表現の自由、知る権利を軽視しているから、石破幹事長のデモとテロを同列視するような発言がなされたのではないですか。自民党はいつからそのような政党に成り下がってしまったのか。以前の参議院自民党は、衆議院や政府からの理不尽な要求をはね返すだけの度量があったじゃありませんか。

十二月三日の理事会において、与党は野党側に事前に具体的な説明をしないままに、突如、翌四日午前に総理入りの質疑、午後到大宮での地方公聴会実施を提案してきました。これを受け、同夕

刻に再開された理事会の場において、与党、中川委員長は、野党側の発言を一切無視し、翌日午前の対総理質疑、午後の地方公聴会を再度職権で決定いたしました。どうやって前日の夕方から翌日の地方公聴会の公述人を見付け、準備をするのでありましょうか。

我が方は地方公聴会を求めてまいりましたが、このような手続に瑕疵があるやり方では、これを地方公聴会とは認めることは到底できません。こんな茶番はやめていただきたい。これでは、不安を抱く多くの国民の不信にこたえることはできません。そもそも、国民の皆様は失礼ではありませんか。この責任はやはり中川委員長にあることは明白であります。

その後も、野党無視を決め込み、今まさに問責を野党から提出された森まさこ大臣が、答弁できずおろおろしている際でも、速記を止めさせることなく議事進行、資料配付が各委員の皆様配られていなくても議事進行させている中川委員長、中立公正を欠いた委員会を行ったことは到底容認できず、国民に対する裏切りであると言わざるを得ません。

私は聞きたい。なぜそこまでして野党の質問時間を減らそうとしたのですか。なぜ強行採決の前日に唐突に出してきた名ばかりの第三者機関を審議させてくれないんですか。私たちはこのでたらめな特定秘密保護法の審議を真面目に徹底的に議論したかったんですよ。なぜ質問させてくれないんですか。結局、この法案が後ろめたいからでしょう。審議すればこの法案の化けの皮が剥がれるからじゃありませんか。

そして、昨日、中川委員長、とうとうあなたは、国民に大きな不安を抱かせているこの秘密保護法案の質疑を打ち切り、委員会における採決を強行してしまつたんです。くしくも衆議院と同じように、地方公聴会、その翌日での採決でした。中川委員長、やはりあのような認められない地方公聴会は単なるアリバイづくりのためだったんですね。

また、強行採決した当日も、あなたの口癖の、後刻理事会にて協議しますを連発させ、自民党議員の、委員長ではなくて議長としか聞こえない叫びに反応し、強行採決という暴挙を許したのであります。

結局、あなたは、政府・与党幹部の言われるがまま、瑕疵だらけの委員会運営をしたのです。即刻委員長の職を辞するべきです。ルールを無視し、横暴極まりない運営をしたあなたは、委員長

の職にとどまるべきではありません。中川委員長、あなたは、東大法学部から大蔵省、そして環境省の事務次官まで務められた方です。すぐ優秀な方です。中川委員長、今回、あなたの委員会運営ですばらしいなと思うことが、あえて一つだけ言うならば、強行採決の際に、原稿を見ずに全ての文言を暗記されて御発言されていることでございます。まさに写真的記憶力。私には到底まねできません。

そして人柄も、冒頭申し上げましたとおり、とてもすばらしい尊敬できる方です。しかし、結局あなたがしてきたことは、政府・与党の言いなりになつてしまつたことなのです。国家安全保障特別委員長としてあなたがしてきたことは、その職

権をかざして、力の弱い者を無視、弱い者いじめをしてしまったことです。決して本意ではなかったでしょう。しかし、今回の件に限って言えば、あなたがしてきたことは決して正当化できません。

中川先生、国民は見ていますよ。恐らく、あなたの事務所には抗議電話が殺到しているんじゃないでしょうか。なぜ分るかと申しますと、私も民主党の衆議院議員に、先生と同名の中川正春先生がいらつしやるんですよ。その方の事務所にまで抗議電話がひっきりなしに掛かっている。本人が風評被害と嘆いております。

あなたは芸術にも造詣が深いようだけれども、やはり、徳は厚くなければならぬということである、私は、現実はどうなのか、真逆なことが起きたんじゃないのか、良心の呵責があつたことだと思えます。

自民党の皆さん、このような強引な国会運営で一体いいんですか。衆議院から送付されてきたものをそのまま右から左へ流す。しかも、それは国民の不安が大変強いもので、内容も不十分。国際機関の長までが本法案への懸念を表明しています。このようなことをしていれば参議院の存在意義が否定されてしまいます。あなたがしていることは、自己を否定し、参議院は必要ありません、衆議院の追認機関ですと言っているようなものじゃありませんか。これは違いますよ。参議院は熟議の府、良識の府であります。にもかかわらず、このようなことを続けていれば自分の首を絞めることになりす。

自民党、公明党の先生方、御自身の胸に手を当

て、なぜあえて厳しい選挙を戦い政治家になったのか、初心に返るべきです。

最後に、このような中川委員長の職権を悪用し横暴かつ民主主義のルールを無視した国会運営に強く抗議し、猛省を強く促し、国家安全保障特別委員長中川君への問責決議案の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小野次郎君。

(小野次郎君登壇、拍手)

○小野次郎君 私は、みんなの党を代表し、あわせて、この寒空の下で国会議事堂を十重二十重に取り囲んで特定秘密保護法案の徹底審議を求めている皆さん、さらには連日の強権的で一方的な強行採決に憤っている全ての国民の皆さんの思いを我が思いとして、中川雅治国家安全保障特別委員長に対する問責決議案に断固賛成の立場から討論を行います。

同僚議員の皆さん、人は見かけじゃないんです。まして、プロフィールを見て人の本性を推し量ることはできない。私は、特別委員会及び会派を代表して理事会にも出席してまいりましたが、人格は見かけや経歴で判断してはならないということをおこなう年になって改めてかみしめております。

中川雅治君は、御存じのとおり、人も羨むすばらしい経歴の持ち主であります。その上に、誰もが舌を巻くほど優秀な頭脳の持ち主であります。それは、私もこの目で幾度も確認しました。委員長席で、度重なる一方的な強行採決の過程で、委員長読み上げ用の手元原稿を見失う事態が生じま

した。しかし、中川委員長は、その都度、まさに立て板に水、一行も言いよどむことなくその内容を告げていました。委員長席に詰め寄った与野党の理事らでさえ、委員長のこの人並み外れた暗記力に、すごいと、一様に驚きの声を上げました。だが、私は中川君にあえて言いたい。あなたの優秀な頭脳を原稿の丸暗記などに消費しては駄目だ、国民注視の委員会の委員長として求められる、もっと大きな問題意識にこそあなたの脳みそを使うべきだと。彼には、子供のころに身に付けるべき周囲と円満にコミュニケーションを図るという基本的資質を人生の傍らに置き忘れてきた節があります。

本法案審議での根本的な問題は、まず、政府が国会に提出した原案が不備な内容だらけであったことです。また、衆議院での四党修正協議、民主党との修正協議などが国会審議に並行して行われたために、結局、四党協議の結果である修正提案の法案が衆議院の委員会に提出されたのは衆議院審議の最終段階であり、今我々が手にしている修正法案の内容は、衆議院で僅か二時間しか審議されていなかったのであります。

さらに、参議院の審議でも、内容に対する疑問点について質疑を続けるにつれて議論は一層拡大するばかりです。ひいき目なしに言つて、主要な論点は、収束に向かうどころか、逆に日を追うごとに、政府側は、今後検討するの言い訳を次々と乱発し、質問者の追及をその場限りにしのごうとしたのです。

極め付けは、第三者的機関の位置付けや内容について、政府の答弁が曖昧であり、特に、総理、

森大臣、そして修正提案者の説明が誰の目にも食い違いが顕著であったことは同僚議員各位も御案内のとおりです。またしても、参議院での審議と並行して作成された修正内容を確認するメモが公表されたのは、実に昨日の強行採決の朝でした。これでは、どうやって審議が尽くされたなどと言うことができるのでしょうか。こうした異常な審議状況の中であつても、熟議の府である参議院で徹底かつ充実した審議を確保するのが中川委員長の最大の務めです。

こうした中、森まさこ担当大臣は、日替わりのように、するとしないを繰り返すよろめき答弁を続けました。一方、安倍総理の方は、丁寧な説明に努めてまいりますという空々しい答弁を続けました。もつとも、与野党対立が厳しい今回のような法案であれば、総理や担当大臣の対応が焦点となることは当然の成り行きです。

中川君は委員長として、同僚議員の質問に対しては政府側からの確かな答弁を求めるべきであるのに、それを怠つて知らんぷりを通しました。ただ、質問を続けてくださいと繰り返すだけなら、テーブルコーダーでも委員長の職を務めることができます。厳しい制約の中でも充実した審議を実現するのが委員長の当然の責務ではないでしょうか。

ところが、今回、意外な展開になりました。本法案審議では、本来アンパイアに徹すべき中川雅治委員長その人までが、恥も外聞も忘れてあからさまに一方に加担して、強権、強行的な議事運営を行い、その乱暴な議事運営で委員会審議終盤の話題をさらつてしまいました。

世の中には愛のむちという言葉があります。むちという言葉が不適切なら、愛の叱咤と言つても結構です。世の中にはやつて許されることと許されないことがある、国会の議事運営でもしてはならないことがある、このことを中川雅治君にどうしても教えてあげたいのです。政治家として、社会人として、当然守らなければならないマナー、エチケット、モラルを同僚議員の総意で中川雅治君に教えてあげようではありませんか。

言論の府の国会で、してはならない第一は、言うまでもなく言論の封圧であります。中川雅治君は、委員会の理事会の場で、挙手をして発言を求める野党側出席者の発言を全く認めない場面を繰り返しました。理事会協議と自ら宣告した宿題の案件が十数件ありながら、これらについても協議にかけて解決を図ろうといたしません。生徒会や町内会でも守らなければならないルールを身に付けないまま参議院で委員長に就任してしまったことは、中川君にとって不幸だったのかもしれない。

中川君の異常な行動、奇行はこれだけではありません。

その詳細は会議録によつて御承知願います、これは、法案の本会議上程の際に行う委員長報告に付き物の一節であります。今朝、私は、昨日の特別委員会の速記録を確認しました。速記録の該当部分を読み上げます。委員長中川雅治君、発言する者多く、議場騒然、聴取不能、委員長退席、午後四時八分。速記録は以上で終わっています。つまり、どこにも委員会採決が行われた事実、採決の結果が記録されていません。採決されていな

い本法案をどうして本会議に上程できるのでしようか。

これは、特定秘密でも何でもありません。議事録の公表、公開の問題でもありません。速記録によれば、本法案は採択されていません。存在しない採決を既成事実化することは絶対に許されません。議案は速やかに特別委員会に差し戻して、徹底審議を続けるべきです。

よく、憲政に汚点を残すという表現があります。中川君の議事運営はそれ以下であります。なぜなら、汚点を残すどころか、何の記録も残っていないことを存在したようにでっち上げているからです。

やるならやるで、もつと上手にやれと私は言いたい。与党出身委員長の置かれた難しい立場も分からないわけではありません。中川君は、野党の抵抗を自分が盾になつても押しとどめて、政府・与党内に自分の実力を誇示したかったのだでしょう。でも、それがエリートの陥りやすい大きな考え間違いなんです。

衆議院段階から進んでいたいわけの四党修正協議に積極参加していたみんなの党や日本維新の会までが、強引な議事運営に強く反発して、結局本法案の採択に欠席を決めてしまったのは一体誰のせいなんです。また、会期の最終局面でこまめと与野党の対立が激化して異例の事態が生じたのは、誰に責任があるんです。事態をここまでこじらせたのは、中川雅治委員長は本当に温かい血が流れた人間なのかと疑いたくなるほどの無神経さゆえと言わざるを得ません。

結局、あなたはかわいそうな立場かもしれませ

ん。褒められようと頑張ったつもりが、全く裏目に出ています。国会全体を止めてしまった最大のトラブルメーカーとして、与党内でも酷評されていると伺っています。法案への対応の違いを乗り越えて、全ての野党勢力からは、中川は異常だ、絶対許せないという声が院内の洗面所の中でもささやかれています。

あなたは、一体何のために、誰から、どちら側からも評価されない愚かしい振る舞いを繰り返しているのですか。でも、御本人だけはそのことを御理解できていないのでしょうか。

私は、この三年半に、二人の総理と二人の閣僚に対する問責決議で登壇しました。その四本全てが可決されています。これまでの勝率は十割です。

○議長(山崎正昭君) 小野君、小野君、時間が超過しております。

○小野次郎君(続) 自民、公明の与党が議席の過半数を占める今回は、問責決議案の採択はなかなか厳しい状況です。自分の個人的勝敗率は低下するかもしれませんが、それでも看過できないと思ひ、やむにやまれない心境でこの場に立っています。

だから、私は今、主と与党の皆様と語りかけています。それは、幾ら頭脳は優秀でも、世間の道理……

○議長(山崎正昭君) 小野君、簡単に願います。

○小野次郎君(続) 国会のルールを御存じない中川雅治君に道理を教えてあげることができのうは、与党の皆様しかおられないからです。中川君に、一かからの愛でも感じておられたら、彼を叱つ

てあげてください。お願いします。お仲間の与党の中から少数の方でも叱正の声が上がれば、頭脳明晰な中川雅治君は議事人として最も大事な教訓を学ぶに違いありません。

私は、中川雅治君の乱暴な議事運営が参議院全体に及ぼしている停滞と混乱の責任を厳しく糾弾するとともに、中川君本人には猛省を促し、与党の皆様には中川雅治君に同僚として厳しく愛の叱咤を加えていただくようお願い申し上げて、本問責決議案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まずは、昨日の特別委員会での秘密保護法案の強行採決の暴挙を、満身の怒りを込めて抗議をするものであります。この暴挙を行った国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案に対し、会派を代表して賛成討論を行います。

中川委員長、あなたへの問責に賛成する第一の理由は、与党と一体になって議会制民主主義を根底から破壊する強行採決の暴挙を行ったことである。

昨日午後四時過ぎ、自民党議員の質疑中に、突然他の自民党議員が手を挙げて発言しましたが、その内容も委員長の発言も何も聞かぬまま騒然とする中、与党議員と委員長が採決をしたと言つて委員会室から出ていきました。しかし、議事録に残っているのは、議場騒然、聴取不能という言葉だけ。なぜこれで採決などと言えるのでしょうか。

私は、他の野党の国対委員長とともに、議長に、採決は認められない、特別委員会に差し戻せ

と強く申し入れました。にもかかわらず、与党が数頼んでこの本会議に上程をしたことは暴挙に暴挙を重ねるものであり、厳しく抗議するものであります。

なぜこのような前代未聞の乱暴なやり方が行われたのか。会期内で秘密保護法案を成立させるためにはどんなことでもやれという政府と与党の指示に対し、本来公正中立であるべき中川委員長が唯々諾々と従つた結果です。テレビでこの姿を見た多くの国民から怒りの声が上がっています。これが言論の府か。与党の数のおごりはひど過ぎる。憲政史上まれに見る暴挙を行い、国権の最高機関への信頼を失墜させたあなたの責任は、まさに万死に当たるものであります。

中川委員長、あなたへの問責決議案に賛成する第二の理由は、徹底審議を求める国民の声を踏みにじり、議員の質問権を乱暴に奪つたことである。

秘密保護法案は、議論をすればするほど国民から疑問と反対の声が上がっています。その声は、日本弁護士連合会、映画関係者、ノーベル賞受賞者を含む多くの学者、研究者、マスコミ関係者、宗教者など、空前の広がりを見せています。今日の夜の日比谷の集会には一万五千人が参加をし、今もこの深夜も多くの市民が廃案を掲げて国会を包囲しています。そして、賛成の人を含めて八割を超える国民が慎重審議を求めています。これにこたえて審議を尽くすことが国会の責務であり、特別委員長の職責です。にもかかわらず、官邸と与党の意向に付き従ひ質疑を打ち切つたことは、断じて許されません。

法案の審議は尽くされていません。大体、法案

審議の前提となる資料すら隠され、提出されておられません。法案作成過程での各省庁から提出された意見について、衆院での審議で提出を求め、森大臣が提出を約束したにもかかわらず、いまだに提出をされておられません。

さらに、質疑の中で次々と資料や統一見解が求められ、未解決のままです。理事会で配付された協議すべき懸案事項には、情報保全についての日米協議における協議内容の資料提出、防衛省の身上明細書、誓約書などの資料提出、本法案及び国会答弁において検討事項となつたものの内容、件数など、多くの項目が並んでいきます。採決までにこの全てに回答するのが当然であり、政府にそれを強く求め、徹底審議をするのが委員長の仕事です。

ところが、中川委員長は、これら懸案事項の処理を全く行わないばかりか、昨日の質疑中にも、資料提出の要求があるたびに、後刻理事会で協議すると繰り返しました。にもかかわらず、強行採決を行って、理事会すらできなくしてしまいました。理事会協議などやる気もないのに、協議すると繰り返して委員を欺いた、その責任は余にも重いものであります。

大体、衆議院と比べても、質疑時間は半分にすぎません。地方公聴会は、前日の夜に与党が開催の決定を強行し、まともに国民の声を聴く準備も困難なものでした。改めての地方公聴会として中央公聴会の開催が求められておりました。

衆議院では、四党修正案について僅か二時間しか審議がされておられません。参議院ではどうか。昨日、特定秘密の指定の是非などを検証、監督する新機構について四党実務者の新たな合意がなさ

れ、強行採決の直前に官房長官からその規模などについて答弁がありました。この内容については、中身も曖昧な上、一分たりとも委員会では審議をされておられません。

このように、質疑はまだ入口に立つたばかりでした。およそ質疑を打ち切る状況などどこにもありません。にもかかわらず、中川委員長が政府・与党と一体となつて行つた暴挙は、再考の府としての参議院の役割を踏みにじるものであり、参議院の自殺行為と言わざるを得ません。

中川委員長、あなたへの問責決議に賛成する第三の理由は、与野党協議を尽くして民主的運営を行つべき委員長の職務を全く投げ捨てて、これまでのルールを踏みにじり、常軌を逸した異常な委員会運営に終始したことであります。

衆議院で強行採決が行われ、翌日の参議院本会議で与野党合意のないままに質疑が強行されました。その日に、今後の委員会運営について協議した最初の理事懇が行われましたが、出席大臣をどうするか協議をしている最中に打ち切り、職権で翌日の委員会立てと審議時間を決めるという異常な事態で始まりました。

その異常さは更にエスカレートしました。中川委員長は、理事会で協議の途中に、休憩も宣言せず、与党理事すら置き去りにしたままで一人委員会室に入り、質問者もいないのに一方的に開会を宣言するという異常な行動を取りました。その結果、理事会と委員会が同時に開催中という前代未聞の事態をつくりました。その後の理事会協議では、筆頭問協議もなしに与党理事が一方的に提案し、野党の発言を一切認めないまま職権で決定するという、文字どおり問答無用の理事会運営が

行われてきました。それでも野党は、委員長の乱暴な運営に抗議しつつ、審議拒否はせず、国民の負託にこたえ、徹底審議に努めてきました。その妨害をしてきたのも、ほかならぬ中川委員長です。

委員会質疑で、野党は、権限も持たず答弁が二転三転する森大臣では責任ある審議ができないために、菅官房長官の出席を求めました。ところが、与党は、野党の質問通告を政府とともに見て、官房長官の答弁が必要かどうかを選別するという不当なやり方を行いました。大臣は、国会に求められれば出席するのは憲法上の義務です。与党の行為は、議員の質問の事前検閲であり、質問権の重大な侵害です。

ところが、中川委員長は、この不当なやり方を認め、野党が要求大臣の出席なしには審議ができないと抗議しても、時計を止めることなく議事を進め、二重に議員の質問権を奪いました。許し難い暴挙であります。

三点にわたつて中川委員長の問責決議案に賛成する理由を申し述べました。

最後に、与党の皆さんに言いたい。与野党合意の上で委員会運営のために努力していた二人の委員長長の解任を強行する一方、全く不当な委員会運営を続けてきた中川委員長長の問責に反対するならば、議会人として、国民の代表としてのあなた方の資格すら問われております。

議員各位の賛成を心から求めまして、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。

投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四票

白色票 百二票

青色票 百三十二票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) しばらくお待ちください。
これより委員長の報告を求めます。国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川雅治君登壇、拍手〕

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国家安全保障に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、特定秘密を指定することができ行政機関の限定に関する規定を設けること、指定の有効期間の延長の上限に関する規定を設けること等の修正が行われております。

委員会におきましては、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、森岡務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、埼玉県に委員を派遣しての地方公聴会を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、現行の秘密保護法制との関係、特定秘密の指定及び解除の適正の確保、適性評価の具体的な運用方法、国民の知る権利の保障との関係、国会等に対する特定秘密の提供の在り方等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、本法律案を採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) このまましばらくお待ちください。

本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。大野君。

大野君は在席しておりませんので、議長は同君が発言を棄権したものと認めます。

島尻安伊子君。

〔島尻安伊子君登壇、拍手〕

○島尻安伊子君 自由民主党、島尻安伊子です。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となりました特定秘密の保護に関する法律案に賛成の立場から討論をいたします。

私は、この度の法案審議の過程において不思議に思うことがございます。それは、この法案の対案として、民主党が閣法よりも立派なものをお作りになったとおっしゃっていたにもかかわらず、なぜ参議院で修正協議の場を持つとうとしなかったのかということでございます。衆議院にお

いては、終盤、協議を行っていただきましたけれども、参議院に送られてきたとき、そのときには民主党はなぜかこの法案を廃案にするという決定を下しております。

法案は国会で承認を得なければ何の意味もありません。幾ら民主党案は優れているのだと主張したところで、今や民主党単独で通すなど全く不可能であり、自己満足と言われても反論できないでしょう。本日に国家国民の幸福を追求しているのであれば、それを真剣に考えているのであれば、堂々とそのすばらしい対案を持って協議に加われればよかったのではないかと。民主党の行動は全く理解できないものでございます。協議の場で他党を説得し、民主党案を丸のみさせるぐらいの努力をすればよかったのではないかとこのように思います。

温厚篤実な中川委員長の下、参議院特別委員会では衆議院と同等の質疑時間が持たれ、審議時間不足ということは全くありません。むしろ、衆参で審議を尽くしたからこそ問題点が明らかにになり、結果、四党協議が持たれ、合意に至りました。この合意内容については時間の都合上ここで詳細に触れることはできませんが、本法案の成立後、施行までに、特定秘密の指定及び解除の適正確保やその妥当性の検証や監察など、特定秘密の取扱いに関して法的裏付けを持つ高度な独立性を備えた第三者機関を設置することなどが合意されました。

国家の安全保障に必要な機密保全の必要性和国民の知る権利の両立をどう図るのかという難しい問題もあり、今後、情報公開に関する新たな法整

備など、不断の検証、努力を続けていくことは当然のことでございます。

協議に参加した四党、自民、公明、日本維新の会、そしてみんなの党に所属する議員は責任を持ってこの法案を成立させなければなりません。が、日々深刻さを増す我が国の安全保障を鑑み、我が国国益を保持するために、国家国民のために必要な法案であること、そして、決して、政府の都合が悪いことを隠し、あるいは恣意的に秘密指定を拡大させ、必要な情報にアクセスしようとした一般の方がむやみに逮捕されてしまうような法案ではないということ、そして、戦争に向かうための法案ではなく、戦争をしないために今成立させなければならない法案、たということに御賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 仁比聡平君。

〔仁比聡平君登壇、拍手〕

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、この参議院においても、先週水曜日の審議入り強行以来、実質僅か七日の間にわたった国会の自殺行為といふべき暴走の数々に満身の怒りをもって抗議するとともに、特定秘密保護法案に断固反対の討論を行います。

同僚議員の皆さん、今この瞬間も、立場を超えて国会を包囲し、国の隅々から噴き上がっている、希代の悪法、特定秘密保護法案廃案、今国会成立などもつてのほかという圧倒的な国民の声がどう聞こえているのでしょうか。私たちは、この世論を敵視し、テロ行為とその本質において変わらないなどと威嚇した政治家と断じて同じ立場に

立つてはなりません。これほどの重大法案の行方に世論が集中する中で、法案への賛否さえ明らかにせずして退席をした議員諸君の態度は、私にとつて到底理解し難いものであります。

与党諸君、与党諸君、昨日の特別委員会において、先ほど中川委員長が報告をしたような採決など存在をしております。審議中に突然自民党委員が立ち上がり、議場が騒然とする中、私は自民党理事及び委員諸君の席に迫つて断固抗議の声を上げましたが、僅か二メートルほどの間近にいた私にさえ、何の動議かさえ聞き取ることはできませんでした。まして中川委員長に聞こえたはずがないではありませんか。これ自体、国会議員の質問、討論、採決の権利を奪う重大な憲法違反であります。

なぜ与党は、ここまで暴力的に審議を打ち切り、採決を強行しようとするのか。それは、この法案を審議すればするほど、幾たびもの修正や弁明答弁を重ねても、到底覆い隠すことのできない重大な問題点があらわになるからです。それは、本法案の骨格それ自体が、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す、極めて危険な違憲性を本質として

いるからであります。

第一に、特定秘密の指定は政府に委ねられ、政府が保有する膨大な情報の中からその恣意的判断で勝手に決められることです。国民は、何が秘密かも秘密とされる社会の中で、自分が近づいた情報の中身も分からないまま処罰され得るのです。そんな国にしてよいのか。断じて許すわけにはいきません。

政府が、幾ら特定秘密の範囲は別表で防衛、外交などに限定されていると繰り返しても、秘密指定の要件が、我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるという広範かつ曖昧なものである以上、際限なく指定されるおそれがあることは余りにも明白です。

昨日、自民、公明、維新、みんなの四党が新たな機関の設置で再び合意したと報じられ、総理が責任を持つてチェックする仕組みをつくるなどと言いますが、一昨日の総理答弁さえ密室協議で修正されるなど、結局、幾ら名ばかりの第三者機関をつくつても、法案の危険性は何も変わらないことが一層明らかになっただけではありませんか。法案の危険性はいさかも減じられていません。

そもそも、我が国の国家秘密のほとんどは日米安保体制の根幹にかかわるものです。核密約も沖縄返還密約も隠し続け、我が党が米国で公表された文書そのものを国会で示して追及しても、目の前にあるものをなにと、うその答弁を繰り返してきたのが歴代自民党政府ではありませんか。在日米軍の特権や基地の運用にかかわる取決めは、今なおその全容を明らかにしておりません。原発、TPPを始め、国民が強く求める情報を今でも隠し続けているのが政府・与党であります。

しかも、修正合意によって、秘密の指定期限は六十年に延長されました。六十年前の旧安保条約当時の非公開文書が特定秘密に指定されれば、百二十年以上にわたつて国民に明らかにされないこととなります。まさに永久秘密ではありませんか。

密約の存在さえ認めず、反省すらせず、日米軍

事同盟のやみを一層拡大するなど、断じて認めることはできません。

第二に、本法案で、懲役十年以下の重罰と威嚇や適性評価の名によるブライバシー侵害と権力の監視にさらされるのは、限られた公務員の殊更な漏えい行為だけでなく、広く国民の普通の日常生活の自由であり、知る権利にこたえて巨大な行政機関の秘密に迫ろうとする取材と報道の自由だということです。

政府・与党は、一般の国民は一切処罰の対象となりませんとか、報道機関や取材の自由は配慮されるなどと繰り返してきましたが、捜査機関が罰則違反の容疑を抱き、その事件で必要と判断するなら、逮捕、勾留で身柄を拘束した密室での取調べも、捜索、差押えも行われる、そのことは刑事司法を所管する大臣、総理も認めたとおりです。

故意や目的を明らかにするのだといつて、自白の強要や盗聴など違法捜査が横行する危険は一層強まることとなります。しかも、その逮捕と捜索差押え状態にも、起訴状や判決にも、秘密の中身は明らかにされません。刑事裁判の証拠としての秘密の開示も極めて困難であることはつきりいたしました。

これは、国民の裁判を受ける権利、弁護を受ける権利、裁判の公開原則は踏みにじり、処罰は憲法違反ではないのかを国民が争うことを困難にする暗黒裁判にはかならない。まさに、報道機関から国会議員、広範な国民に至るまで、捜査機関の一存で容易に処罰することを可能とする弾圧立法そのものであります。こうした重罰法規は、それだけで言論、表現の自由を萎縮させ、民主主義社

会をその土台から掘り崩し、日本を暗黒社会とするものです。

さらに、政府が秘密を取り扱う者に行う適性評価によって、精神疾患や飲酒の節度、借金など、国民の機微なブライバシーを根こそぎ調べ上げる国民監視の仕組みがつけられることとなります。しかも、その調査にかかわる機関には、自衛隊の情報保全隊や公安警察、公安調査庁が含まれることも明らかになりました。情報保全隊は、自衛隊の中でも一般市民に対しても思想信条を含めた洗いざらいの調査を行い、イラク戦争反対運動に対する不当な監視は裁判でも違法と断罪をされています。公安警察は、この間流出した情報によつて、違憲の思想信条の調査、網羅的な不法な監視活動を行っていることが発覚をしています。

法案は、これまでも行われてきた情報機関の不当な調査活動に法的なお墨付きを与え、公務員のみならず、国から事業を受注して特定秘密の提供を受けた民間企業やその下請企業で働く労働者、派遣労働者、さらに、その対象者の家族、親友、友人、知人と限定なく監視の対象を広げていくのであります。

第三に、法案が、特定秘密と指定されれば、情報の国会への提供さえ政府の裁量に委ねるばかりか、秘密会に提供された秘密を同僚議員に話すだけで重罰を掛けるなど、国会の国政調査権、議員の質問権を乱暴に侵すものです。この法案は、国民主権と三権分立、議会制民主主義の根幹を壊すものと言わなければなりません。

皆さん、本法案反対、廃案の声はこれまでにな

く広範に、そして急速に噴き上がり、山田洋次さんや宮崎駿監督など映画関係者の反対する会、ノーベル賞受賞者の益川敏英さん、白川英樹さんなど学者の会、全国に広がる連日のデモなど、その広がりには国民的というべきものになつています。

数々の暴挙を重ねて、安倍政権がこの世論から逃げ切つたと考えるなら、それは大間違いであります。追い詰められているのは安倍政権と暴走する与党の側であります。たとえ多数を頼んで強行しても、法案の施行など許さない、廃止を求める国民の闘いは一層燃え盛ることになるでしょう。この暴走を突破口に、憲法の明文改憲を狙い、集団的自衛権の行使容認や国防軍創設を企てようとも、強権と戦争国家への道を許さない国民の団結の前に、一層の反撃を浴びることになるでしょう。

与党諸君は、その暴走の一步一步が政権の基盤をますます掘り崩していることを知るべきであります。一人の政治家として反対の票を投じようではありませんか。かつて、軍機保護法、治安維持法の体制下、大本営発表で国民を欺いたあの戦争の誤りを再び繰り返してはなりません。

日本共産党は、広く国民各層と手を結んで、憲法を高く掲げ、米軍とともに海外で戦争をする国に変える企てと断固として闘う決意を申し述べ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。しばらくお待ちください。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。足立信也君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)
(投票執行)
○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

(投票箱閉鎖)
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。(参事投票を計算)

投票総数 二百十二票
白色票 百三十票
青色票 八十二票

よつて、本案は可決されました。(拍手)
(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)を議題とすることに付てお諮りいたします。

(賛成者起立)
○議長(山崎正昭君) 過半数と認めます。よつて、本案を議題といたします。

本日はこれにて延会することとし、次会は明日午前零時十分より開会いたします。これにて延会いたします。

午後十一時二十四分延会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君

若松 謙維君	中西 祐介君
熊谷 大君	大家 敏志君
井上 哲士君	小池 晃君
浜田 昌良君	山本 香苗君
谷合 正明君	磯崎 陽輔君
愛知 治郎君	岡田 広君
市田 忠義君	山下 芳生君
荒木 清寛君	山口那津男君
魚住裕一郎君	西田 実仁君
長沢 広明君	林 芳正君
山本 一太君	森 まさこ君
藤川 政人君	中原 八一君
磯崎 仁彦君	赤石 清美君
上野 通子君	舞立 昇治君
三木 亨君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	森屋 宏君
山下 雄平君	馬場 成志君
羽生田 俊君	二之湯武史君
長峯 誠君	中泉 松司君
長谷川 岳君	三原じゅん子君
渡辺 猛之君	江島 潔君
井原 巧君	石井 正弘君
石田 昌宏君	石井 準一君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君
石井 浩郎君	青木 一彦君
丸川 珠代君	山田 俊男君
丸山 和也君	水落 敏栄君
関口 昌一君	野上浩太郎君
藤井 基之君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	末松 信介君
岩城 光英君	衛藤 晟一君

世耕 弘成君	松山 政司君	浜野 喜史君	安井美沙子君	真山 勇一君	東 徹君	厚生労働委員
金子原二郎君	鶴保 庸介君	小西 洋之君	石橋 通宏君	芝 博一君	加藤 敏幸君	辞任
橋本 聖子君	岸 宏一君	大野 元裕君	西村まさみ君	柳澤 光美君	柴田 巧君	藤井 基之君
山本 順三君	吉田 博美君	徳永 エリ君	高野光二郎君	中西 健治君	中野 正志君	経済産業委員
脇 雅史君	牧野たかお君	斎藤 嘉隆君	田城 郁君	室井 邦彦君	小見山幸治君	辞任
福岡 資麿君	堀内 恒夫君	難波 獎二君	江崎 孝君	小川 敏夫君	長浜 博行君	有村 治子君
山本 太郎君	谷 亮子君	有田 芳生君	島村 大君	川田 龍平君	行田 邦子君	滝波 宏文君
吉川ゆうみ君	山田 修路君	野田 国義君	金子 洋一君	寺田 典城君	中山 恭子君	国土交通委員
渡邊 美樹君	糸数 慶子君	風間 直樹君	牧山ひろえ君	前川 清成君	北澤 俊美君	辞任
主演 了君	豊田 俊郎君	大島九州男君	相原久美子君	柳田 稔君	前田 武志君	青木 一彦君
堂故 茂君	柘植 芳文君	林 久美子君	片山さつき君	江田 五月君	水野 賢一君	環境委員
滝波 宏文君	滝沢 求君	尾立 源幸君	大久保 勉君	小野 次郎君	江口 克彦君	辞任
高橋 克法君	太田 房江君	白 眞敷君	足立 信也君	松沢 成文君	片山虎之助君	北川イツセイ君
大野 泰正君	北村 経夫君	藤本 祐司君	水岡 俊一君	国務大臣	森 まさこ君	山東 昭子君
大沼みずほ君	古賀友一郎君	津田弥太郎君	猪口 邦子君	国務大臣		滝沢 求君
上月 良祐君	酒井 庸行君	小林 正夫君	藤田 幸久君			山東 昭子君
島田 三郎君	古川 俊治君	大塚 耕平君	福山 哲郎君			増子 輝彦君
西田 昌司君	塚田 一郎君	櫻井 充君	増子 輝彦君			山東 昭子君
石井みどり君	島尻安伊子君	那谷屋正義君	山東 昭子君			直嶋 正行君
佐藤 正久君	佐藤 信秋君	小川 勝也君	直嶋 正行君			田中 直紀君
佐藤ゆかり君	伊達 忠一君	神本美恵子君	郡司 彰君			郡司 彰君
岡田 直樹君	宮沢 洋一君	羽田雄一郎君	和幸君			渡辺美知太郎君
中川 雅治君	二之湯 智君	棟葉賀津也君	平野 達男君			薬師寺みちよ君
野村 哲郎君	松村 祥史君	和田 政宗君	吉川 沙織君			山田 太郎君
松下 新平君	溝手 顕正君	清水 貴之君	井上 義行君			儀間 光男君
柳本 卓治君	武見 敏三君	荒井 広幸君	藤巻 幸夫君			蓮 舫君
山崎 力君	山谷えり子君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君			森本 真治君
木村 義雄君	山崎 力君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君			石上 俊雄君
鴻池 祥肇君	中曾根弘文君	磯崎 哲史君				

議長の報告事項

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

岩城 光英君 山東 昭子君

世耕 弘成君 堂故 茂君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

議員派遣中の議員

赤池 誠章君 松田 公太君

国務大臣

森 まさこ君

国務大臣

真山 勇一君 東 徹君

芝 博一君 加藤 敏幸君

柳澤 光美君 柴田 巧君

中西 健治君 中野 正志君

室井 邦彦君 小見山幸治君

小川 敏夫君 長浜 博行君

川田 龍平君 行田 邦子君

寺田 典城君 中山 恭子君

前川 清成君 北澤 俊美君

柳田 稔君 前田 武志君

江田 五月君 水野 賢一君

小野 次郎君 江口 克彦君

松沢 成文君 片山虎之助君

厚生労働委員

辞任 補欠

藤井 基之君 滝沢 求君

経済産業委員

辞任 補欠

有村 治子君 青木 一彦君

滝波 宏文君 北川イツセイ君

国土交通委員

辞任 補欠

青木 一彦君 有村 治子君

環境委員

辞任 補欠

北川イツセイ君 滝波 宏文君

山東 昭子君 岩城 光英君

滝沢 求君 藤井 基之君

予算委員

辞任 補欠

北川イツセイ君 松村 祥史君

三宅 伸吾君 古賀友一郎君

決算委員

辞任 補欠

二之湯武史君 井原 巧君

西田 昌司君 熊谷 大君

行政監視委員

辞任 補欠

山東 昭子君 溝手 顕正君

議院運営委員

辞任 補欠

井原 巧君 二之湯武史君

熊谷 大君 西田 昌司君

古賀友一郎君 三宅 伸吾君

懲罰委員

辞任

補欠

溝手 顕正君 山東 昭子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

室井 邦彦君

清水 貴之君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

羽生田 俊君

堀内 恒夫君

国家安全保障に関する特別委員

辞任

補欠

石井 浩郎君

猪口 邦子君

佐藤ゆかり君

熊谷 大君

大門実紀史君

井上 哲士君

藤巻 健史君

室井 邦彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 若松 謙維君 (若松謙維君の補欠)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

厚生労働大臣田村憲久君問責決議案(郡司彰君外十二名発議)

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案(福山哲郎君外一名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外九名提出)(衆第二十九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(行田邦子君外三名発議)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案(安井美沙子君外一名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

民法の一部を改正する法律案

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案

農地中間管理事業の推進に関する法律案

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案

同日本院は、次の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。

戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外七名発議)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性物質による汚染がれきの焼却処理等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八八号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射性セシウム以外の放射性核種に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八九号)

世界大学ランキングに関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第九〇号)

外国資本による土地取得に対する規制の必要性に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第九一号)

社会保障・税番号制度への地方自治体の対応促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民法の一部を改正する法律

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

農地中間管理事業の推進に関する法律

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

同日議長は、サイヤド・ナヤール・フセイン・ボハリ・バキスタン・イスラム共和国上院議長より、同国南西部において九月二十四日発生した地震による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を受け受した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

国務大臣森まさこ君問責決議案(芝博一君外四名発議)

本日委員長から次の報告書が提出された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第七二号) 審査報告書

国務大臣森まさこ君問責決議案

右の議案を発議する。

平成二十五年十二月六日

発議者

賛成者

芝 博一

神本美恵子

齋藤 嘉隆

相原久美子

有田 芳生

磯崎 哲史

江田 五月

大島九州男

大野 元裕

小川 敏夫

風間 直樹

北澤 俊美

小西 洋之

小見山幸治

榛葉賀津也

田中 直紀

徳永 エリ

金子 洋一

江崎 孝

足立 信也

石上 俊雄

石橋 通宏

大久保 勉

大塚 耕平

小川 勝也

尾立 源幸

加藤 敏幸

郡司 彰

小林 正夫

櫻井 充

田城 郁

津田弥太郎

直嶋 正行

長浜 博行 那谷屋正義
難波 獎二 西村まさみ
野田 国義 白 眞勲
羽田雄一郎 浜野 喜史
林 久美子 広田 一
福山 哲郎 藤末 健三
藤田 幸久 藤本 祐司
前川 清成 前田 武志
牧山ひろえ 増子 輝彦
水岡 俊一 森本 真治
安井美沙子 柳澤 光美
柳田 稔 吉川 沙織
蓮 舫

参議院議長 山崎 正昭殿

国務大臣森まさこ君問責決議

本院は、国務大臣森まさこ君を問責する。
右決議する。

理 由

安倍内閣が発足しておよそ一年。いよいよ本来持っていた傲慢な姿勢が表れ始めた。

安倍内閣は、我が国憲法に保障されている基本的人権の一つである「知る権利」を脅かす恐れのある「特定秘密保護法案」を、数の力でもって強引に成立させようとしている。

同法案は、特定秘密の範囲および指定、管理や有効期限、指定者や適性評価、刑罰対象行為など、曖昧な点が多い。しかもこれらの基準は政令で定め運用することとなっているため、政府によって恣意的な運用がなされる恐れが否定できない。そもそも国民の知る権利と秘密保護の両立という最大の課題が放置されたままであり、いわば

「行政府の行政府による行政府のための」特定秘密保護法案となっている。だからこそ、衆議院で行われた参考人質疑及び地方公聴会、本院で行われた参考人質疑では、与党推薦の公述人でさえ、同法に懸念を表明したのである。

国民の間には、同法案によって「知る権利」が脅かされることへの不安が急速に広がってきている。国民および国会に対して、今こそ丁寧な説明と慎重な審議が必要なのである。

国務大臣森まさこ君は自身が認めている通り、本法案の執行権限がないにも関わらず、担当大臣として答弁を担ってきた。法案成立後、施行までを担当しているだけであっても、野党的確かつ真摯な質問に対して、その職責を果たしたと言えるレベルには及ばない答弁ばかりであった。ごまかし、はぐらかし、さらには一度答弁した内容を二転三転させた。これにより国民の本法案への不安、不信が増大したことは、皮肉な結果としか言いようがないが、このような不適切な対応、答弁しきれない森まさこ君は、国務大臣としての適格性を著しく欠いていると言わざるを得ない。

さらには、食品偽装表示が相次いで発覚し、食の安心・安全が改めて問われる中、森まさこ君は消費者及び食品安全担当大臣であるにもかかわらず、特定秘密保護法案の答弁を優先させた。食品業界への信頼が揺らぐ事態になっているにもかかわらず、これを放置したことは、担当大臣としての責任感が欠如しているとの誇りを免れない。

政府が提出した「特定秘密保護法案」の内容と、「数の力」を背景とした傲慢な運営、さらには与党幹部のテロ発言などを重ね合わせると、今後極めて危険な管理国家が生まれる危険性さえ感じさせ

る。国民の代表である国会での審議を軽視し、主権者たる国民の権利を蔑ろにする安倍政権とその一員である国務大臣森まさこ君に、今後の国家運営を担わせることはできない。

以上が、国務大臣森まさこ君を問責する理由である。

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議案

右の議案を決議する。

平成二十五年十二月五日

発議者

福山 哲郎

賛成者

大塚 耕平

加藤 敏幸

小見山幸治

那谷屋正義

藤田 幸久

牧山ひろえ

吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責決議

本院は、国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君を問責する。

右決議する。

理 由

本院は国民から「良識の府」「熟議の府」であることが期待されていて、よって、議事運営は各会派

の合意に基づき、丁寧に進められることが求められる。特に委員長の重責にあるものは、各会派の主張に耳を傾け、公平公正に議事を整理し、審議の充実を図る責任がある。

そもそも今国会は、重要法案が多数提出されることが想定され、ともに懸案事項が山積しているため、我々野党は早期の国会召集を求めている。国会の責任として、充実した審議を行うためである。この野党の要求を拒否して、召集を遅らせて短い会期を設定したのは、政府・与党であり、審議時間が窮屈であることは当初から明白であった。それにも拘わらず、審議時間不足、審議促進を理由にして議院運営委員会で強引に採決によって法案を付託することなど、言語道断。自縄自縛に陥った責を野党に負わせるなど、責任転嫁も甚だしく、政府・与党としての責任感が欠如していると断定せざるを得ない。安倍政権の数の驕り、強権的な国会運営は目に余る。

「良識の府」である本院の委員長には、政局のみを念頭に置いたかのような議会運営には与せず、公正中立な判断が求められるが、国家安全保障特別委員長中川雅治君は、この安倍政権の強引な国会運営に唯々諾々と従うのみで、野党の質問する権利を一方的に封殺し、委員長職権によって議事日程を設定し続けた。このような、あまりにも独裁的な議事運営を行う委員長はかつてなく、このような悪しき前例を許すことは、名誉ある本院に禍根を残すことになる。

よって、ここに国家安全保障特別委員長中川雅治君の問責決議案を提出する。

審査報告書

特定秘密の保護に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月五日

国家安全保障に関
する特別委員長 中川 雅治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定秘密の保護に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十二月六日 参議院会議録第十三号

特定秘密の保護に関する法律案

平成二十五年十一月二十六日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

(小字及び一は衆議院修正)

特定秘密の保護に関する法律案

特定秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定秘密の指定等(第三条―第五条)

第三章 特定秘密の提供(第六条―第十条)

第四章 特定秘密の取扱者の制限(第十一条)

第五章 適性評価(第十二条―第十七条)

第六章 雑則(第十八条―第二十一条)

第七章 罰則(第二十二條―第二十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障[○]に関する情報の外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。

第二条 この法律において「特定秘密」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

第二章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の

り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関

(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

第二章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の

機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。)にあってはその機関ごと

に政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八條第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第四條を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて三十年を超えない。

3 4 前項の規定にかかわらず、行政機関(会計検査院を除く。)の長は、前項

の規定により指定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有所するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものである

ことについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合行政機関が会計検査院であるときを除く。は、行を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の延長が必要なものとして、次の各号に掲げる事項に保護を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物、船舶を含む。別表第一号において同じ。

二 現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から六十を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができる。

6 行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかつたときは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等(同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。)の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。

4 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一

項に規定する要件を欠くに至つたときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第五条 行政機関の長は、指定をしたときは、第三

条第二項に規定する措置のほか、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密(第七条第一項の規定により提供するものを除く。)で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の監視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密(第八条第一項の規定により提供するものを除く。)を保有させることができる。

5 前項の契約には、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

6 第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第三章 特定秘密の提供

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

第六条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認め

たときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱の業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱の業務を行わせるものとする。

第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合については、第五条第三項の規定を準用する。

3 警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する特定秘密で第五条第二項の

規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

第八条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者^イに当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者が当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2 前項の契約については第五条第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第八条第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3 第五条第四項の規定により適合事業者に特定秘密を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該特定秘密の提供を求めることができる。

第九条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関であつて、この法

律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第十条 第四条第三項後段及び第六条から前条ま

○及び第十八条第四項後段

次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして○政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院

院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)^イ又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)^イ又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百六十六条の二十七第一項同条第三項及び同法第三百六十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合はほか、前項第一号に掲げる場合(当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号口に掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。)、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。)の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。	行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価(第十三条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定による通知があつた日から五年を経過していないものに限る。))において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があつた者を除く。)でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。 一 行政機関の長 二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。) 三 内閣官房副長官 四 内閣総理大臣補佐官 五 副大臣 六 大臣政務官 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者	評価」という。)を実施するものとする。 一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。))又は当該行政機関との第五条第四項若しくは第八条第一項の契約(次号において単に「契約」という。)に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たにを行うことが見込まれることとなつた者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。) 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者	3 適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合はほか、第一項第一号に掲げる場合(同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。))又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。 第四章 特定秘密の取扱者の制限 第十一条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を	第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性	三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの	2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。))について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。 一 特定有害活動(公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができると見られる使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。))及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。))との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子という。以下この号において同じ。))及び同居人(家族を除く。))の氏名、生年月日、国籍過去に有していた国籍を含む。))及び住所を含む。))
---	---	---	---	---	--	---

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 四 薬物の濫用及び影響に関する事項 五 精神疾患に関する事項 六 飲酒についての節度に関する事項 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項 項 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨 4 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 (適性評価の結果等の通知) 第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知する	ものとする。 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十六条第二項において同じ。)であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。 4 行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。 (行政機関の長に対する苦情の申出等) 第十四条 評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をする	ことができる。 2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。 3 評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。(警察本部長による適性評価の実施等) 第十五条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。 一 当該都道府県警察の職員(警察本部長を除く。次号において同じ。)として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者(当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第十三条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。) 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第十三条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場	合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの 2 前三条(第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。 (適性評価に関する個人情報情報の利用及び提供の制限) 第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下この項において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若
---	--	--	--

しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十号各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七号第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八号第一項各号、第四十二号各号、第四十三号各号若しくは第四十六号第一項各号、同法第四十八号第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六号各号、第二十八号第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九号第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第六章 雑則

（特定秘密の指定等の運用基準）^{〇等}

第十八条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更

しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができ、

（国会への報告等）

第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

（政令への委任）

第二十条 〇この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第二十一条 〇この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第七章 罰則

第二十二條 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 第四條第三項後段、第九條又は第十條の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

同条第一項第一号に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

〇外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、又は人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法明治四十年法律第四十五号（その他の罰則の適用を妨げない）。

第二十四條 第二十二條第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第二十二條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十五條 第二十二條第三項若しくは第二十三條第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十二條第一項若しくは第二項若しくは第二十三條第一項に規定する行為の遂行を

共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十六^七条 第二十二^三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二十三^四条及び第二十四^五条の罪は、刑法第二^四条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項(変更に係る部分を除く)並びに附則第九条及び第十^六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五^五条第一項及び第五^五項(第八^八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第五^五条第一項中「第十一^一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関とあるのは「当該行政機関」と、同条第五^五項中「第十一^一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第十一^一条の規定は、適用しない。

(施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第二^二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二^二条の規定の適用に

については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密(附則第五^五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八^八条第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要があるに生じた機関として政令で定めるものを除く。)を除く。」とする。

(自衛隊法の一部改正)

第三^三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等」第八十七^七条―第九十六^六条の(二)を「自衛隊の権限(第八十七^七条―第九十六^六条)に」、「第百二十六^六条」を「第百二十五^五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六^六条の二を削る。

第百二十二^二条を削る。

第百二十三^三条第一項中「一」を「いずれかに」、「禁」を「禁錮」に改め、同項第五号中「めいていして」を「酌^めして」に改め、同条第二^二項中「は、助を」を「補助」に、「せん動した」を「煽^ほ動した」に改め、同条を第百二十二^二条とする。

第百二十四^四条を第百二十三^三条とし、第百二十五^五条を第百二十四^四条とし、第百二十六^六条を第百二十五^五条とする。

別表第四を削る。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第四^四条 次条後段に規定する場合を除き、この法

律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六^六条の第二^二項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三^三条第一^一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六^六条の第二^二項第一^一号の規定により付した標記又は同項第二^二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三^三条第二^二項第一^一号の規定によりした表示又は同項第二^二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四^四条第一^一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第五^五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法

第百二十二^二条第一^一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものが、その業務により知得した当該防衛秘密に

(内閣法の一部改正)

第六^六条 内閣法(昭和二十二年法律第五^五号)の一部を次のように改正する。

第十七^七条第二^二項第一^一号中「及び内閣広報官」を

「並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。
第二十^十条第二^二項中「助け、」の下に「第十二^二条第二^二項第二^二号から第五^五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第 号)第三^三条第一^一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び」を加える。

(政令への委任)

第七^七条 附則第二^二条、○第四^四条及び第五^五条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九^九条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十^十条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第三^三条、第五^五条―第九^九条関係)
一 防衛に関する事項
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

口 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。千及び百において同じ)の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。) 二 外交に関する事項 イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。) ハ 安全保障に関し収集した○国民の生命及び身体保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は国際約束に基づき保護することが必要な情報		報その他の重要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。) 二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 三 特定有害活動の防止に関する事項 イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は○外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報 ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 二 特定有害活動の防止の用に供する暗号 四 テロリズムの防止に関する事項 イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した○国民の生命及び身体保護に関する重要な情報又は○外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報 ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 二 テロリズムの防止の用に供する暗号		投票者氏名 国務大臣森まさこ君問責決議案(芝博一君外四名発議) 賛成者(白色票氏名) 足立 信也君 相原久美子君 有田 芳生君 石上 俊雄君 石橋 通宏君 磯崎 哲史君 江崎 孝君 江田 五月君 小川 勝也君 小川 敏夫君 尾立 源幸君 大久保 勉君 大島九州男君 大塚 耕平君 大野 元裕君 加藤 敏幸君 風間 直樹君 金子 洋一君 神本美恵子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小西 洋之君 小林 正夫君 小見山幸治君 斎藤 嘉隆君 櫻井 充君 芝 博一君 榛葉賀津也君 田城 郁君 田中 直紀君 津田弥太郎君 徳永 エリ君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 長浜 博行君 難波 奨二君 西村まさみ君 野田 国義君 羽田雄一郎君 白 眞勲君 浜野 喜史君 林 久美子君 広田 一君 福山 哲郎君 藤末 健三君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 前川 清成君 前田 武志君 牧山ひろえ君 増子 輝彦君 水岡 俊一君		反対者(青色票氏名) 森本 真治君 安井美沙子君 柳澤 光美君 柳田 稔君 吉川 沙織君 蓮 舫君 井上 義行君 江口 克彦君 小野 次郎君 川田 龍平君 行田 邦子君 柴田 巧君 寺田 典城君 中西 健治君 藤巻 幸夫君 真山 勇一君 松沢 成文君 水野 賢一君 薬師寺みちよ君 山口 和之君 山田 太郎君 和田 政宗君 渡辺美知太郎君 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 福島みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 主演 了君 谷 亮子君 糸数 慶子君 奥石 東君 山本 太郎君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤石 清美君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井みどり君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君
---	--	---	--	--	--	---

宇都 隆史君	上野 通子君	長谷川 岳君	馬場 成志君	吉川 沙織君	蓮 舩君
江島 潔君	衛藤 晟一君	橋本 聖子君	林 芳正君	井上 義行君	江口 克彦君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	福岡 資鷹君	藤井 基之君	小野 次郎君	川田 龍平君
大沼みづほ君	大野 泰正君	藤川 政人君	古川 俊治君	行田 邦子君	柴田 巧君
太田 房江君	岡田 直樹君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	寺田 典城君	中西 健治君
岡田 広君	片山さつき君	舞立 昇治君	牧野たかお君	磯崎 哲史君	真山 勇一君
金子原二郎君	木村 義雄君	松下 新平君	松村 祥史君	江田 五月君	水野 賢一君
岸 宏一君	北川イツセイ君	松山 政司君	丸川 珠代君	小川 敏夫君	山口 和之君
北村 経夫君	熊谷 大君	丸山 和也君	三木 亨君	大久保 勉君	和田 政宗君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	大塚 耕平君	井上 哲士君
古賀友一郎君	上月 良祐君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	風間 直樹君	金子 洋一君
佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	森屋 宏君	柳本 卓治君	神本美恵子君	北澤 俊美君
酒井 庸行君	山東 昭子君	山崎 力君	山下 雄平君	郡司 彰君	小西 洋之君
島尻安伊子君	島田 三郎君	山田 修路君	山田 俊男君	小林 正夫君	小見山幸治君
島村 大君	末松 信介君	山谷えり子君	山本 一太君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
世耕 弘成君	関口 昌一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	芝 博一君	榛葉賀津也君
伊達 忠一君	高階恵美子君	若林 健太君	脇 雅史君	田城 郁君	田中 直紀君
高野光二郎君	高橋 克法君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
滝沢 求君	滝波 宏文君	秋野 公造君	荒木 清寛君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
武見 敬三君	栢植 芳文君	石川 博崇君	魚住裕一郎君	長浜 博行君	難波 奨二君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	河野 義博君	佐々木さやか君	西村まさみ君	野田 国義君
堂故 茂君	豊田 俊郎君	杉 久武君	竹谷とし子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
中泉 松司君	中川 雅治君	谷合 正明君	長沢 広明君	浜野 喜史君	林 久美子君
中曾根弘文君	中西 祐介君	新妻 秀規君	西田 実仁君	広田 一君	福山 哲郎君
中原 八一君	長峯 誠君	浜田 昌良君	平木 大作君	藤末 健三君	藤田 幸久君
二之湯 智君	二之湯武史君	矢倉 克夫君	山口那津男君	藤本 祐司君	前川 清成君
西田 昌司君	野上浩太郎君	山本 香苗君	山本 博司君	前田 武志君	牧山ひろえ君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	横山 信一君	若松 謙維君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
				森本 真治君	安井美沙子君
				柳澤 光美君	柳田 稔君

国家安全保障に関する特別委員長中川雅治君問責
決議案(福山哲郎君外一名発議)
賛成者(白色票氏名)
一〇二名

反対者(青色票氏名)

一三二名

吉川 沙織君	蓮 舩君
井上 義行君	江口 克彦君
小野 次郎君	川田 龍平君
行田 邦子君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君
松沢 成文君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
東 徹君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
中野 正志君	中山 恭子君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	主濱 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
輿石 東君	山本 太郎君
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君

岩井 茂樹君	岩城 光英君	長谷川 岳君	馬場 成志君	日程第一 特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者(白色票)氏名	一三〇名	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
宇都 隆史君	上野 通子君	橋本 聖子君	林 芳正君		愛知 治郎君	青木 一彦君	堂故 茂君	豊田 俊郎君
江島 潔君	衛藤 晟一君	福岡 資麿君	藤井 基之君		赤石 清美君	井原 巧君	中泉 松司君	中川 雅治君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	藤川 政人君	古川 俊治君		石井 準一君	石井 浩郎君	中曽根弘文君	中西 祐介君
大沼みずほ君	大野 泰正君	堀井 巖君	堀内 恒夫君		石井 正弘君	石井 みどり君	二之湯武史君	西田 昌司君
太田 房江君	岡田 直樹君	舞立 昇治君	牧野たかお君		石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
岡田 広君	片山さつき君	松下 新平君	松村 祥史君		磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	羽生田 俊君	
金子原二郎君	木村 義雄君	松山 政司君	丸川 珠代君		岩井 茂樹君	岩城 光英君	馬場 成志君	
岸 宏一君	北川イツセイ君	丸山 和也君	三木 亨君		宇都 隆史君	上野 通子君	林 芳正君	
北村 経夫君	熊谷 大君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君		江島 潔君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	
小泉 昭男君	小坂 憲次君	水落 敏栄君	溝手 顕正君		尾辻 秀久君	大家 敏志君	古川 俊治君	
古賀友一郎君	上月 良祐君	森 まさこ君	宮本 周司君		大沼みずほ君	大野 泰正君	堀内 恒夫君	
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	柳本 卓治君	森屋 宏君		太田 房江君	岡田 直樹君	舞立 昇治君	
佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山下 雄平君	山崎 力君		岡田 広君	片山さつき君	松下 新平君	
酒井 庸行君	山田 昭子君	山田 俊男君	山谷えり子君		金子原二郎君	木村 義雄君	松村 祥史君	
島尻安伊子君	島田 三郎君	山本 一太君	山本 順三君		岸 宏一君	北川イツセイ君	丸川 珠代君	
島村 大君	末松 信介君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君		北村 経夫君	熊谷 大君	三宅 伸吾君	
世耕 弘成君	関口 昌一君	若林 健太君	脇 雅史君		小泉 昭男君	小坂 憲次君	溝手 顕正君	
伊達 忠一君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君		古賀友一郎君	上月 良祐君	宮本 周司君	
高野光二郎君	高橋 克法君	秋野 公造君	荒木 清寛君		鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	柳本 卓治君	
滝沢 求君	滝波 宏文君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山下 雄平君	
武見 敬三君	柘植 芳文君	河野 義博君	佐々木さやか君		酒井 庸行君	山田 俊男君	山田 修路君	
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	杉 久武君	竹谷とし子君		島尻安伊子君	山本 昭子君	山谷えり子君	
堂故 茂君	豊田 俊郎君	谷合 正明君	長沢 広明君		島村 大君	島田 三郎君	山本 順三君	
中泉 松司君	中川 雅治君	新妻 秀規君	西田 実仁君		中曽根弘文君	末松 信介君	吉田 博美君	
中曽根弘文君	中西 祐介君	浜田 昌良君	平木 大作君		伊達 忠一君	関口 昌一君	若林 健太君	
中原 八一君	長峯 誠君	矢倉 克夫君	山口那津男君		高野光二郎君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	
二之湯 智君	二之湯武史君	山本 香苗君	山本 博司君		滝沢 求君	高橋 克法君	秋野 公造君	
西田 昌司君	野上浩太郎君	横山 信一君	若松 謙維君		武見 敬三君	滝波 宏文君	石川 博崇君	
野村 哲郎君	羽生田 俊君					柘植 芳文君	河野 義博君	
							杉 久武君	
								竹谷とし子君

官 報 (号 外)

反対者(青色票氏名)		八二名	
谷合 正明君	長沢 広明君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
新妻 秀規君	西田 実仁君	前川 清成君	前田 武志君
浜田 昌良君	平木 大作君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
矢倉 克夫君	山口那津男君	水岡 俊一君	森本 真治君
山本 香苗君	山本 博司君	安井美沙子君	柳澤 光美君
横山 信一君	若松 謙維君	柳田 稔君	吉川 沙織君
		蓮 舫君	川田 龍平君
		寺田 典城君	真山 勇一君
		井上 哲士君	市田 忠義君
		紙 智子君	吉良よし子君
		倉林 明子君	小池 晃君
		田村 智子君	大門実紀史君
		辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
		山下 芳生君	福島みずほ君
		又市 征治君	吉田 忠智君
		平野 達男君	主濱 了君
		谷 亮子君	糸数 慶子君
		輿石 東君	山本 太郎君
二之湯 智君	足立 信也君		
相原久美子君	有田 芳生君		
石上 俊雄君	石橋 通宏君		
磯崎 哲史君	江崎 孝君		
江田 五月君	小川 勝也君		
小川 敏夫君	尾立 源幸君		
大久保 勉君	大島九州男君		
大塚 耕平君	大野 元裕君		
加藤 敏幸君	風間 直樹君		
金子 洋一君	神本美恵子君		
北澤 俊美君	郡司 彰君		
小西 洋之君	小林 正夫君		
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君		
櫻井 充君	芝 博一君		
榛葉賀津也君	田城 郁君		
田中 直紀君	津田弥太郎君		
徳永 エリ君	那谷屋正義君		
直嶋 正行君	長浜 博行君		
難波 獎二君	西村まさみ君		
野田 国義君	羽田雄一郎君		
白 眞敷君	浜野 喜史君		
林 久美子君	広田 一君		
福山 哲郎君	藤末 健三君		

平成二十五年十二月六日 参議院会議録第十三号 投票者氏名

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	東京一〇五 二番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一 一五円 二 一〇円